

LIBRA

2021年 6月号

〈特集〉

すっきり早わかり 令和元年改正会社法 —令和3年3月1日(原則)施行—

〈インタビュー〉

第35回 東弁人権賞受賞
濱田 正晴さん

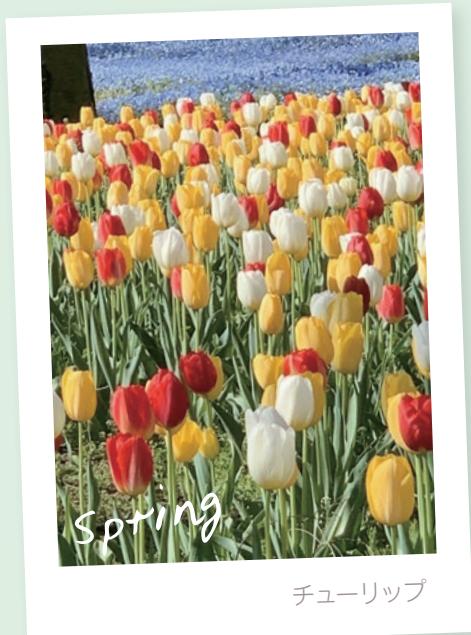
〈新連載〉

- ・若手会員支援ニュース
- ・経営者弁護士に聞く 法律事務所におけるワークライフバランス



東京弁護士会

日比谷公園の四季



日本には四季があることの豊かさを実感しながら幾度もシャッターをきりました。日比谷公園では季節により多くの花々が楽しめます。また、暗くなると時に噴水がライトアップされて、大都会での美観というような風景が見られます。

会員 深沢 岳久 (49期)

特 集

02 すっきり早わかり 令和元年改正会社法 —令和3年3月1日（原則）施行—

令和元年改正会社法の解説 沖 隆一

インタビュー

14 第35回 東京弁護士会人権賞 受賞 濱田正晴さん

ニュース&トピックス

18 シンポジウム「宇宙旅行の実現に向けた最新の動向 —日本が宇宙旅行のハブになるために—」報告

新 連 載

22 経営者弁護士に聞く 法律事務所におけるワークライフバランス 第1回 個々のモチベーションに依拠してワークライフバランスを達成している例 水谷江利

23 若手会員支援ニュース 第1回 無料アプリ『べんとら』 伊藤敬史

連 載 等

19 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告 東京地方裁判所委員会報告「犯罪被害者の保護について」内藤順也

20 常議員会報告（2021年度 第1回）

24 今、憲法問題を語る 第112回 日の丸を燃やしてはいけない？ 真珠浩行

25 新型コロナウイルスのもとで～わたしはこう過ごしてきました・こう過ごしています～ vol.9 父と友人に会いに… 中村千之

26 近時の労働判例 第95回 札幌地判令和元年6月19日（食品会社A社事件）板原 愛

28 刑弁でGO！ 第95回 依頼者のために裁判官面接を活かす 赤木竜太郎

30 わたしの修習時代：交渉事は、きちんと下調べして臨むべし 48期 泉澤 章

31 72期リレーエッセイ：我々は何者か 我々はどこへ行くのか 大島直也

32 お薦めの一冊：『雇用差別と闘うアメリカの女性たち』 弘中 章

33 コーヒーブレイク：ウイスキーの聖地を巡って 金川征司

34 追悼

35 会長声明

42 インフォメーション

すっきり早わかり 令和元年改正会社法

—令和3年3月1日(原則)施行—

令和元年12月4日、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が成立し、コーポレート・ガバナンスに関連する項目を中心に、多岐の項目にわたって会社法が改正された。かかる改正法は、一部を除き、令和3年3月1日に施行されている。今回の改正法が実務に与える影響も大きいと考えられ、会員の関心も高いと推察される。

そこで、今月号の特集では、法制委員会の沖隆一委員より、改正法の委任を受けて会社法施行規則に定められた事項等も踏まえながら、主要事項を中心に、令和元年改正会社法の概要についてご解説いただいた。

LIBRA 編集会議 木村 容子

CONTENTS

令和元年改正会社法の解説

1 改正会社法の成立とその経緯	2頁
2 株主総会資料の電子提供措置	4頁
3 株主提案権の提案の個数の制限	5頁
4 取締役の報酬	6頁
5 補償契約及び役員等のために締結される保険契約	8頁
6 社外取締役の活用	8頁
7 株式交付	10頁
8 社債管理補助者、社債権者集会	11頁
9 その他の主な改正事項	12頁

令和元年改正会社法の解説

法制委員会委員 沖 隆一 (40期)



1 改正会社法の成立とその経緯

(1) 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が本年3月1日に施行された（電子提供制度等を除く）。改正会社法^{*1}は、会社をめぐる社

会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るものである。

会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の附則25条では、施行後2年の経過時に、

* 1：本特集において、特段の断りのない場合、会社法、会社施行規則等の条文について、改正後の条文を記載する。

企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとされた。また、政府は成長戦略としてコーポレート・ガバナンス(CG)改革を進め、CGコードが制定されるなど、取締役等を規律する会社法の更なる見直しが要請され、株主総会資料の電子提供の促進や社債の管理の在り方等については実務的課題も指摘されていた。

このような状況を背景に、会社法研究会（公益社団法人商事法務研究会、座長は学習院大学の神田秀樹教授）に、法務省も参加して、改正会社法の課題の検討と具体化がなされ（「会社法研究会報告書」）、法務大臣は、平成29年2月9日、法制審議会に「近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、①株主総会に関する手続の合理化や、②役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、③社債の管理の在り方の見直し、④社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。」との諮問をした（諮問第104号。数字は引用者付記）。

法制審議会は、平成31年2月14日、会社法制（企業統治等関係）部会（部会長は神田教授）における審議に基づいて法務大臣に「会社法（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」を答申し、政府は、令和元年10月18日、会社法の一部を改正する法律案と会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を閣議決定して国会に提出した。国会審議では、衆議院法務委員会において、一部修正（後記のとおり）をした後、衆参両院で可決成立し、令和元年12月11日公布された。

(2) 令和2年11月27日には、パブリック・コメントの結果を踏まえ、会社法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年法務省令第52号）等が公布され、改正会社法の施行日から施行されている（電子提供制度関連等を除く）。改正会社法施行規則では、

取締役の報酬を決定する方針の内容や、取締役報酬に関する事業報告の開示事項等について、改正会社法が委任した事項が詳細に定められている。

このような改正の経過を反映して、改正会社法は、政府の成長戦略を受けた企業統治に関する規律の改正のほか、実務的諸課題に対処する重要な内容を含み、上場企業を中心として今後の会社実務に大きな影響を及ぼすものとなっている（表1）。

なお、改正会社法のうち、株主総会資料の電子提供制度と支店登記の廃止に関する部分は、公布の日から3年6か月を超えない範囲で政令の定める日から施行される。

表1 改正会社法の改正事項の概要

- 第1 株主総会資料の電子提供措置
- 第2 株主提案権の提案の個数の制限
- 第3 取締役の報酬
 - (1) 個人別の報酬等の決定方針
 - (2) 金銭でない報酬等の株主総会決議の定め
 - (3) 報酬等である株式・新株予約権の特則
- 第4 捕償契約及び役員等のために締結される保険契約
- 第5 社外取締役の活用
 - (1) 選任の義務付け
 - (2) 業務執行の委託
- 第6 株式交付
- 第7 社債の管理
 - (1) 社債管理補助者
 - (2) 社債権者集会
- 第8 その他の主な改正事項
 - (1) 取締役等責任追及訴訟の和解
 - (2) 議決権行使書面の閲覧等
 - (3) 株式の併合等に関する事前開示事項
 - (4) 成年被後見人、被保佐人の取締役欠格事由の削除
 - (5) 会社の登記の見直し
 - (a) 新株予約権
 - (b) 支店の所在地の登記の廃止
 - (c) 代表者の住所の登記

*筆著作成

2 株主総会資料の電子提供措置

(1) 電子提供措置によって、株主の個別的承諾がなぐても、株主総会資料等の電子提供が可能となつた。株式会社は、株主総会資料（①株主総会参考書類、②議決権行使書面、③計算書類、事業報告、④連結計算書類）の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の定款の定めをすることができ（会社法325条の2）、上場企業等の振替株式を発行する会社は、電子提供措置をとる旨の定款の定めをする義務があり（社債、株式等の振替に関する法律159条の2第1項）、施行日に振替株式を発行している会社は施行日を効力発生日として電子提供措置をとる旨の定款変更の決議をしたものとみなされる（整備法法務省関係附則10条2項）。

この定款の定めがある会社の取締役は、書面若しくは電磁的方法による投票の事項を定め又は取締役会設置会社である場合には、電子提供措置事項（表2）について電子提供措置をとらなければならず（会社法325条の3、議決権行使書面は書面交付も可（同法325条の3第2項））、株主総会資料の書面による交付は不要となる（同法325条の4第3項）。電子提供措置をとる場合の株主総会招集通知の記載事項には特則（同法325条の4第2項）があり（同法298条1項5号の法務省令で定める事項を除外、電子提供措置をとる旨やアドレス等を追加）、その発送期限は公開会社であるかどうかを

問わず、2週間前までに統一される（同法325条の4第1項）。

(2) 電子提供措置（同法325条の2）とは、電磁的方法（同法2条34号、会社法施行規則222条1項）のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置（同規則95条の2）によって株主（種類株主総会ではある種類の株主）が情報の提供を受けることができる状態におく措置である。電子提供措置は、電子提供措置開始日（株主総会の日の3週間前の日又はその招集通知を発した日のいずれか早い日）から株主総会の日後3か月を経過する日までの間、電子提供措置事項（表2）の情報について継続してとらなければならない（同法325条の3）。電子提供措置には中断の場合の救済措置（同法325条の6）があるが、電子広告（同法2条34号、939条1項3号）とは異なり、IDとパスワードを要求するなどの方法によって株主だけに提供することが可能で、電子広告調査機関（同法941条）と同様の措置は義務付けられていない。電子提供措置開始日までに株式について電子提供措置事項を記載した有価証券報告書の提出手続を開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して行う場合には、当該事項の情報について電子提供措置を要せず（同法325条の3第3項）、会社法と金融商品取引法の開示の一体化の促進に役立つことが期待されている。

表2 電子提供措置事項

- ① 株主総会招集の決定事項（298条1項各号）
- ② 株主総会参考書類・議決権行使書面の記載事項（301条1項の場合）
- ③ 株主総会参考書類の記載事項（302条1項の場合）
- ④ 株主提案の議案の要領（305条1項による請求があった場合）
- ⑤ 計算書類及び事業報告に記載・記録された事項（437条（取締役会設置会社の定時株主総会の招集）の場合）
- ⑥ 連結計算書類に記載・記録された事項（444条6項（会計監査人設置会社かつ取締役会設置会社の定時株主総会の招集）の場合）
- ⑦ 上記事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

*筆者作成

(3) 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある会社の株主（会社法299条3項（同法325条において準用する場合を含む）の承諾をした株主を除く）は、会社に対して電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができ、取締役は、書面交付請求をした株主（議決権行使基準日を定めた場合は、その日までに行使した者に限る）に対し、招集通知の発送に際して電子提供措置事項記載書面（定款の定めにより法務省令（会社法施行規則95条の4）で定める事項の全部又は一部は記載不要。同法325条の5第3項）を交付しなければならない（同法325条の5第1項、第2項）。書面交付請求は、①株主が口座を有する直近上位機関（証券会社等）に対して（社債、株式等の振替に関する法律159条の2第2項）、又は、②（株主名簿上の株主である場合には）発行会社に対して直接に行使することが可能であり、個別株主通知は不要である。書面交付請求権は、インターネットを利用することが困難な株主の利益に配慮した強行法的な権利であり、定款の定めによっても制限することができない。書面交付請求権の有効期限はないが、累積を防止するため、発行会社は、請求の日から1年を経過した株主に対して、書面の交付を終了する旨を通知して、1か月以上の期間を定めて異議を述べることを催告し、催告期間内に異議がない場合には書面交付を終了することができる（会社法325条の5第4項、第5項）。

3 株主提案権の提案の個数の制限

(1) 株主提案権は、①議題提案権（会社法303条）、②議案提案権（同法304条）、③議案要領通知請求権（同法305条）からなるが、このうち、③議案要領通知請求権について、取締役会設置会社の株主が提出しようとする議案の数が10を超えるときは、10を超える数に相当する議案については適用しないとし（同条4項）、会社の判断によって拒絶することができるとした。議案要領通知請求権が適法に拒否された場合には、結果として議題提案

権も不適法となる。近年、1人の株主が膨大な数の議案を提出するなど株主提案権の濫用と見られる事例があり、株主総会の審議の時間が無駄に割かれ株主総会の意思決定機能が害されることや、株主提案の検討や招集通知の印刷等のコストが増加することなどが弊害として指摘されることに対応した改正である。

10を超える議案の数の判定に当たっては、(ア)(a)役員等（取締役・会計参与・監査役・会計監査人）の選任又は(b)解任議案、(c)会計監査人の不再任に関する議案については、役員ごとに1個の議案があると解されているが、その数にかかわらず、一の議案とみなし、(イ)定款変更議案については、異なる議決がされたとすれば議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす（同条4項）。取締役が10を超える数の議案を判定するに当たっては、(α)提案株主が議案の全部又は一部の議案相互間の優先順位を定めている場合には、それに従い、(β)株主が(α)を定めていない場合には取締役が定める（同条5項）。この判定については予め、株式取扱規則等により合理的な基準を定めておくことが望ましい。

(2) 改正法案では、株主提案の目的による議案の提案の制限として、①株主が専ら人の名誉を侵害し、侮辱し、若しくは困惑させ、又は、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で請求する場合、②株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害される場合、には会社法304条及び305条1項から3項の規定を適用しないとする条項も含まれていた。しかし、衆議院法務委員会において、そのような規定を設けるか否かは、裁判例や株主総会の実務の集積を踏まえ、権利濫用に該当する株主提案の類型についてさらに精緻な分析を深めながら、引き続き検討するべきとの理由から削除する修正案が可決された。しかし、上記の修正は、改正法案に含まれていた①②のような場合に、株主提案権の行使が権利濫用等として許容されないものと判断すべき場合があることを否定

表3 取締役(監査等委員以外)の個人別の報酬等の決定方針

- ① 確定額金銭報酬等の個人別の額又は算定方法の決定方針
- ② 業績連動報酬等がある場合には、業績指標の内容及び業績連動報酬等の個人別の額又は数の算定方法の決定方針
- ③ 非金銭報酬等(払込みに充てるための金銭を報酬等とする場合の募集株式・新株予約権を含む)がある場合には、その内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定方針
- ④ 上記①～③の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針
- ⑤ 報酬等を与える時期又は条件の決定方針
- ⑥ 個人別の報酬等の内容の決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任するときは、次の事項
 - (ア) 委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位・担当
 - (イ) 委任する権限の内容
 - (ウ) 権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるときは、その内容
- ⑦ 上記以外の個人別の報酬等の内容の決定方法
- ⑧ 上記以外の個人別の報酬等の決定に関する重要事項

*筆者作成

するものではないと考えられる(東京高裁平成27年5月19日判決(HOYA事件)のような判例の趣旨(会社を困惑させる目的がある提案を全体として正当な目的がなく、株主提案権の趣旨に反すると判示した)も維持されている)。

4 取締役の報酬

(1) ①監査役会設置会社(公開会社で大手会社であるものに限る)で、金融商品取引法24条1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、②監査等委員会設置会社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の内容として定款又は株主総会の決議による会社法361条1項の定めがある場合(個人別の報酬等の内容が定められていない場合に限る)には、個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令(会社法施行規則98条の5)に定める事項(報酬等の決定方針、表3)を決定しなければならない(会社法361条7項。この決定は取締役に委任できない)。監査等委員会設置会社の取締役会も、この方針の決定を取締役に委任できない(同法399条の13第5項)。また、取締役の報酬等に関する議

案を株主総会に提案した取締役が負う議案の相当性の説明義務は、非確定額報酬・非金銭報酬だけではなく、確定額金銭報酬も対象とされた(同法361条4項)。株主総会後に適用されることが想定されている個人別の報酬等の内容の決定方針は、株主総会における取締役の説明の内容となる。

株主が取締役の個人別の報酬の内容やインセンティブの観点からの適正について判断を可能とするための改正である。

(2) 報酬等のうち、当該株式会社の①(ア)募集株式又は(イ)当該株式と引換えにする払込みに充てるための金銭については、取締役が引き受ける当該募集株式の数(種類株式発行会社では募集株式の種類及び種類ごとの数)の上限その他法務省令(会社法施行規則98条の2、98条の4第1項)で定める事項(会社法361条1項3号・5号イ、表4)を、②(ウ)募集新株予約権又は(エ)当該新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭については、取締役が引き受ける当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令(会社法施行規則98条の3、98条の4第2項)で定める事項(同法361条1項4号・5号ロ、表4)が株主総会の決議事項とされた。金銭でない報酬の中で、募集株式、募集新株予約権

のインセンティブ報酬としての重要性や、希釈化による株主への影響を考慮し、より具体的な株主総会決議を必要としたものである。

(3) 金融商品取引所に上場されている株式を発行している会社では、定款又は株主総会の決議による株式・新株予約権の発行について次の特例が認められる。

- ①会社法361条1項3号の定めにより(a)発行する株式又は(i)処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、払込金額（同法199条1項2号）及び金銭の払込期日（同項4号）を定めることを要せず、(a)取締役の報酬等として株式の発行又は自己株式の処分をすること等や、(b)割当日を定める（同法202条の2第1項1号2号）。
- ②同法361条1項4号又は5号の定めにより新株予約権を発行するときは、出資される財産の価額又は算定方法（同法236条1項2号）を新株予約権の内容とすることを要せず（同条3項）、(c)取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに新株予約権を発行すること等や、(d)上記定めの取締役（取締役であった者を含む）以外の者は当該新株予約権を行使できない旨を定める。

市場価額による株式の公正な評価が容易である上場企業において、会社法361条1項3号4号の定めがあることを前提として、取締役の報酬等として交付される募集株式・新株予約権については、金銭の払込みを必要としない特例を認めたものであり、公正な評価額によって資本計上がなされる。この特例によって発行される募集株式については有利発行規制が適用されないとされており（同法202条の2），事後発行型のパフォーマンスシェアの発行が容易となった。

市場価額による株式の公正な評価が容易である上場企業において、会社法361条1項3号4号の定めがあることを前提として、取締役の報酬等として交付される募集株式・新株予約権については、金銭の払込みを必要としない特例を認めたものであり、公正な評価額によって資本計上がなされる。この特例によって発行される募集株式については有利発行規制が適用されないとされており（同法202条の2），事後発行型のパフォーマンスシェアの発行が容易となった。

表4 金銭でない報酬等のうち募集株式と募集新株予約権の主な決定事項

		募集株式又は新株予約権	払込みに充てるための金額
募集 株式	会社法361条1項	募集株式の数の上限	
	施行規則98条の2 (株式)	譲渡禁止の合意、禁止解除の「一定の事由の概要」	
	施行規則98条の4 第1項 (金銭)	無償譲渡の合意、無償譲渡させる「一定の事由の概要」	
募集 新株 予 約 権	会社法361条1項	募集新株予約権の上限	
	施行規則98条の3 (新株予約権)	①新株予約権の目的株式の数・算定方法、②行使に際して出資される財産の価額・算定方法（会社法236条3項の場合を除く）・金銭以外の財産の内容・価額、③行使期間	
	施行規則98条の4 第2項 (金銭)	①行使に資格を要する旨、②その「一定の資格の内容の概要」	
		行使の条件の概要（上記を除く）	
		譲渡による取得に承認を要する旨	
		①株式会社が取得の旨（取得条項）、②取得する「一定の事由」等	
		割り当てる「条件の概要」 (指名委員会等設置会社では「条件」)	
		金銭（払込む募集新株予約権）交付の「条件の概要」 (指名委員会等設置会社では「条件」)	

*筆者作成

5 補償契約及び役員等のために締結される保険契約

(1) 株式会社の補償契約（役員等に対して次の費用等の全部又は一部を補償することを約する契約）に関する規律が置かれ、その内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）の決議によらなければならないとされた（会社法430条の2第1項、第2項）。補償することができるのは、当該役員等が、その職務の執行に関し、①(ア)法令の規定に違反したことが疑われ、又は、(イ)責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用（通常要する費用の額を超える部分を除く）、②第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合に(a)賠償することにより生ずる損失、又は、(b)賠償に関する紛争について当事者間に成立した和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失である。②の損失のうち、(ウ)当該株式会社が損害を賠償することによって当該役員等が当該株式会社に会社法423条1項の責任を負う（求償できる）部分、(エ)役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより責任を負う場合の損失の全部は補償できない。また、①の費用を補償した株式会社が、当該役員等が(オ)自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は、(カ)当該株式会社に損害を加える目的で職務を執行したことを見たときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還請求できる。取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない。

(2) 株式会社が、役員等賠償責任保険契約（保険者との間で締結する保険契約のうち役員等が①その職務の執行に関し責任を負うこと又は②当該責任の追及（請求）を受けることによる損害（費用）を保険者が填補することを約するもので役員等を被保険者とするものから、被保険者である役員等の

職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除いた保険契約）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）の決議によらなければならないとされた（会社法430条の3第1項、表5）。会社法施行規則115条の2では、役員等賠償責任保険契約から(ア)被保険者に株式会社を含む保険契約で、当該株式会社の損害（費用）を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの（生産物賠償責任（PL）保険等）、(イ)役員等がその職務上の義務に違反し又は職務を怠ることによる損害（費用）を保険者が填補することを目的として締結されないもの（自動車損害賠償責任保険等）の2類型が除外されている。

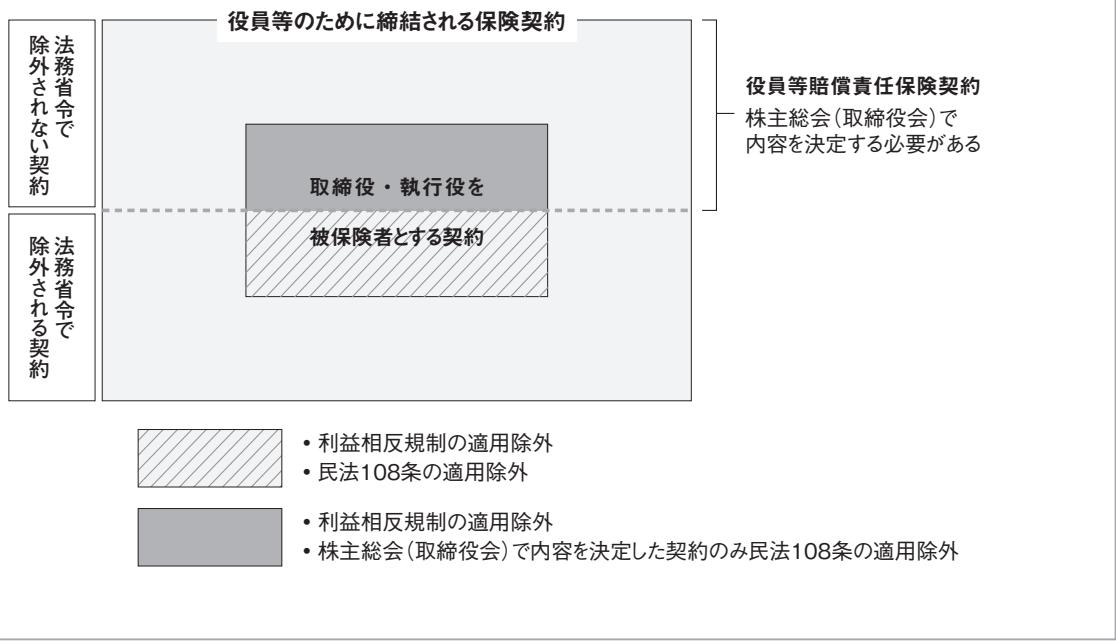
また、利益相反取引規制（同法356条1項、365条2項（419条2項）、423条3項）と民法108条の規定は、役員等のために締結される保険契約（株式会社が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等が①その職務の執行に関し責任を負うこと又は②当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するもの）であって、取締役又は執行役を被保険者とするものの締結については適用しないとされた（会社法430条の3第2項、第3項）。ただし、民法108条の適用除外は、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、株主総会（取締役会）の決議によってその内容が定められたときに限るとされている（表5）。

(3) 補償契約と役員等賠償責任保険契約については、事業報告による開示の規律が定められた（会社法施行規則121条1項3号の2乃至4、121条の2）。

6 社外取締役の活用

(1) 監査役会設置会社（公開会社で大手会社であるものに限る）であって金融商品取引法24条1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの

表5



*筆者作成

は、社外取締役を置かなければならぬとされた（会社法327条の2）。この設置義務には経過措置が定められており、施行日に現に上記の要件を充足する会社は、施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、適用しないとされている（この場合、改正前の会社法327条の2に規定する社外取締役を置くことが相当でない理由の開示が必要となる）。したがって、事業年度が3月に終了する上記の会社が社外取締役を置いていない場合には、令和3年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会までに、社外取締役を選任する必要がある。

社外取締役の設置義務のある会社で社外取締役が欠けた場合には、権利義務役員（同法346条1項）、一時取締役の選任（同条2項）の適用がある。会社法327条の2の規定に違反して社外取締役を選任しなかったときには、100万円以下の過料の制裁がある（同法976条19号の2）。

選任した社外取締役を事故等により欠いた状態でも合理的な期間内に後任の社外取締役を選任すれば、その間、取締役会決議が無効になることは

ないとされるが（編著竹林俊憲「一問一答・令和元年改正会社法」160頁（商事法務）参照）、取締役会議案の性格や社外取締役を欠いた期間の合理性によって判断が分かれる可能性があり、補欠選任又は複数選任の方法によって、このような欠員の発生を防止することが望ましい。

(2) 株式会社（指名委員会等設置会社を除く）が社外取締役を置いている場合において、①当該株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、②その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議）によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる。③指名委員会等設置会社と執行役との利益が相反する状況にあるとき、④その他執行役が指名委員会等設置会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときも、当該指名委員会等設置会社は、その都度、取締役会の決議によって、当該指名委

員会等設置会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる（同法348条の2）。

これらによって委託された業務の執行は、会社法2条15号イに規定する株式会社の業務の執行に該当しないものとされるが、社外取締役が業務執行取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役）の指揮命令により当該委託された業務を執行したときは、この限りでない（同法348条の2第3項）。この348条の2は、社外取締役の活動が業務執行に該当することによる不都合を回避するためのセーフハーバー・ルールであり、改正前から行われていた「業務執行」の範囲を限定するための解釈に影響を及ぼすものではない。

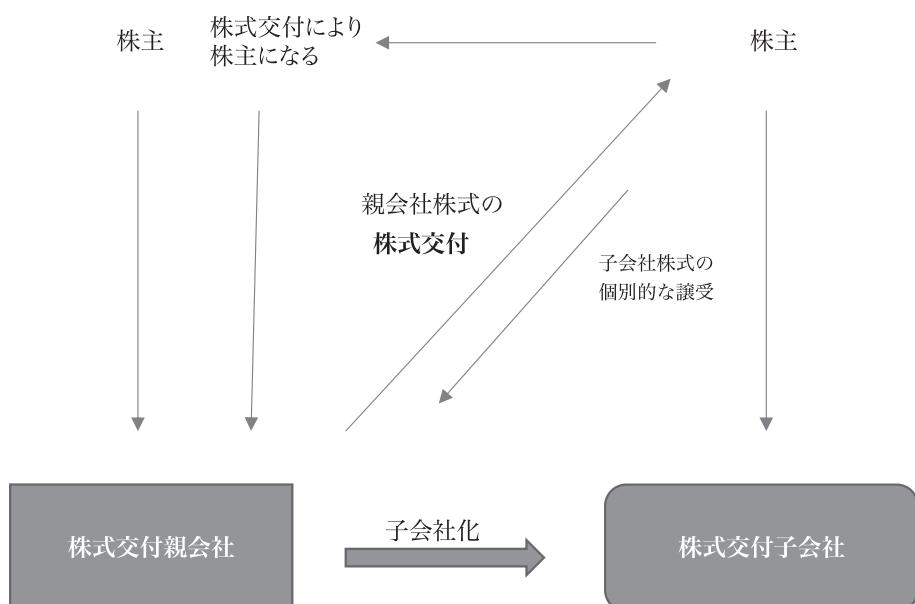
7 株式交付

(1) 株式交付（株式会社が他の株式会社をその子会社（法務省令で定めるものに限る）とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社

の株式を交付すること。会社法2条32号の2）の制度が新設された（図1）。株式交付子会社は会社法に基づいて設立された会社に限られ、外国会社は含まれない。株式交付子会社は、会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合のうち、会社法施行規則3条3項1号に掲げる場合に限られており（同規則4条の2），これは、議決権比率による「客観的かつ外形的」な基準によって株式交付の有効性が定まるようにするためである。株式交付の制度は、親会社が子会社株式の現物出資を受けることに現物出資規制や取締役の財産価額填補責任の制約があることを考慮し、片面的な株式交換ともいいうことができる組織再編行為として新設されたものである。

(2) 株式交付親会社では株式交換に準じた手続が定められている。株式会社が株式交付をするためには株式交付計画を作成し、①株式交付子会社の商号及び住所、②株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付

図1 株式交付の概略図



*筆者作成

子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数)の下限、③当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数又はその数の算定方法並びに資本金及び準備金の額に関する事項、④株式交付子会社の株式の譲渡人に対する株式交付親会社の株式の割当てに関する事項、⑤株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として金銭等(株式交付親会社の株式を除く)を交付するときは、当該金銭等についての一定の事項、⑥株式交付子会社の株式の譲渡人に対する金銭等の割当てに関する事項、⑦株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権、新株予約権付社債を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法、⑧株式交付の効力発生日等を定める(同法774条の3第1項)。株式交付に際して株式交付親会社株式以外の財産が交付される場合には、一定の場合(施行規則213条の7)を除き、債権者保護手続(同法816条の8第1項)がある。

(3) 株式交付親会社は、効力発日の前日までに、株主総会(株式交付親会社が種類株式発行会社である一定の場合は種類株主総会)の特別決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならない(同法816条の3、309条2項12号)。ただし、株式交付計画の承認を要しない場合として、一定の場合に簡易株式交付の手続が認められている(同法816条の4)。

株式交付親会社は、申込者の中から株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数(株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類ごとの数)を定めるが、申込者に割り当てる当該株式の数の合計が株式交付計画に定めた下限の数を下回らない範囲内で、譲り受ける株式数を申し込まれた数よりも減少することができ、効力発日の前

日までにその数を申込者に通知する(同法774条の5。ただし、総数譲渡契約(同法774条の6)の場合は除外される)。

(4) 株式交付親会社は、効力発日に、株式交付子会社の株主から、給付を受けた株式交付子会社の株式及び新株予約権等を譲り受ける(同法774条の11)。これは個別的な譲受けであるので、株式交付子会社では、特段の手続は定められていない。給付をした株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発日に、株式交付親会社の株主となる。

株式交付の制度は、株式交付親会社の株式を交付することが要件となっているため、株式交換におけるような親会社株式の取得を許容する特例(同法800条)は認められていない。

8 社債管理補助者、社債権者集会

(1) 会社は、社債管理者の設置義務がない場合(会社法702条ただし書)で、担保付社債でない社債については、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができることにされた(同法714条の2)。公募社債の多くで社債管理者が設置されておらず、財務代理人(FA債)だけが選任されている現状を踏まえ、社債権者による社債の管理を補助するための制度として新設された制度である。社債発行会社が募集社債について社債管理補助者を定める場合には、募集事項の決定において、①社債管理者を定めないこととする旨、及び、②社債管理補助者を定めることとする旨を定め(同法676条7号の2、同条8号の2)、引受の申込みをしようとする者に対し、通知しなければならない(同法677条1項)。社債管理補助者の資格要件は、社債管理者の資格要件がある者のか、弁護士・弁護士法人にも認められた(同法714条の3、703条、会社法施行規則171条の2)。日弁連では、弁護士・弁護士法人が社債管理補助者の職務を適正に行うために「社債管理補助者に関する指針」を定めている。

社債管理補助者は、社債権者のために①法定権限として、破産手続等の参加、強制執行等の手続の配当要求、清算手続の債権申出の権限のほか、②委託契約に定める範囲内において、(ア)社債に係る債権の弁済を受けること、(イ)(ア)会社法705条1項(①及び(ア)を除く)及び(b)同法706条1項各号の行為、(ウ)社債発行会社に社債の総額についての期限の利益を喪失させる行為をすることができ、③委託契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようとする措置をとらなければならない(同法714条の4)。ただし、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、(イ)(ア)のうち社債全部についてする支払請求や手続等、(イ)(b)及び(ウ)の行為はすることができない。また、社債管理補助者は、④ある種類の社債の総額(償還済みの額を除く)の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者が、社債管理補助者に対し社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求した場合などには、社債権者集会を招集することができる(同法718条、714条の7、711条1項、717条3項)。

(2) 社債権者集会の招集と権限について主に次の改正がされた。

① 決議の省略

社債発行会社、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について(社債管理補助者にあっては、同法714条の7において準用する711条1項の社債権者集会の同意をすることについて)提案をした場合において、当該提案につき議決権者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものみなされることにされた(同法735条の2)。

② 社債の全部の免除

社債権者集会の決議によって、社債の全部について、その債務の全部又は一部を免除することができることが明記された(同法706条1項1号)。

9 その他の主な改正事項

(1) 取締役等責任追及訴訟の和解

株式会社等が、当該株式会社等の取締役(監査等委員及び監査委員を除く)、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、①監査役設置会社では監査役(二人以上の場合は各監査役)、②監査等委員会設置会社では各監査等委員、③指名委員会等設置会社では各監査委員の同意を必要とすることが明記された(会社法849条の2)。

(2) 議決権行使書面の閲覧等

株主の議決権行使書面、電磁的方法による議決権行使の電磁的記録の閲覧・謄写請求権について、①請求の理由を明らかにすることが要件となること、②株主名簿の閲覧請求権に倣った拒絶事由が明記された(同法311条4項5項、312条5項6項)。

(3) 株式の併合等に関する事前開示事項

株式併合、全部取得条項付種類株式の取得による一株に満たない端数処理の方法について、事前開示事項の充実・具体化をした(会社法施行規則33条の9、33条の2)。これらの手続によるキャッシュ・アウトの対価の支払可能性に関する株主への情報提供を強化したものである。

(4) 成年被後見人、被保佐人の取締役欠格事由の削除

成年被後見人、被保佐人であることが、取締役の欠格事由(改正前会社法331条1項2号)から削除された。政府が促進するノーマライゼーション・ソーシャルインクルージョンの一環としての措置である。これに伴って、①(ア)成年被後見人が取締役に就任するには、その成年後見人が、成年被後見人の同意(後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意)を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしなければならないこと(会社法331条の2第1項)、(イ)(ア)被保佐人が取締役に就任す

るには、その保佐人の同意を得なければならないことが定められた（同条2項）。また、(b) 保佐人が民法876条の4第1項の代理権を付与する旨の審判に基づき被保佐人に代わって就任の承諾をする場合にも、被保佐人が取締役に就任するためには、保佐人が被保佐人の同意を得た上で、被保佐人に代わって就任の承諾をしなければならない（同条3項）。他方で、② 適法に就任した成年被後見人又は被保佐人がした取締役の資格に基づく行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができないとされている（同条4項）。

(5) 支店の所在地の登記の廃止

商業登記のコンピュータ化により、支店の所在地の登記所から本店の所在地の登記所に備えられた登記簿の情報にアクセスすることが一層容易になったことを踏まえ、支店の所在地の登記に関する規定を削除した。

(6) 代表者の住所の登記

株式会社の代表者の住所は登記事項であり（会社法911条3項14号、23号ハ）、何人も登記事項証明書の取得が可能であるが（商業登記法10条1項）、例外的に、代表者から、自らが配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律1条2項に規定する被害者等であることなどを理由とする申出があった場合に相当と認めるときは、登記官は、その住所を登記事項証明書に記載しない措置を講ずることが可能となる規律が定められた（システムの改修後に運用が開始される）。また、登記情報提供サービス（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律による）によって提供される登記情報からは、代表者の住所が除外されることになった。いずれも、個人情報の保護の要請の高まりを踏まえた措置である。

INTERVIEW：インタビュー

第35回 東京弁護士会人権賞 受賞

濱田 正晴さん

オリンパス株式会社在職中に、会社と上司を相手に内部通報をめぐる訴訟を提起し、社会に有益な影響を与えるわが国初の判例を築いた濱田さん。裁判の過程を各種メディアでも積極的に発信し、市民や国会議員らに働きかけて、昨年6月の公益通報者保護法改正に重要な影響を与えました。長期にわたる裁判を乗り越えてきた経緯や思い、法改正に向けた活動、今後の展望などについてお伺いする中で、強い信念と行動力の重要性を教えていただきました。

聞き手・構成：濱島 幸子



プロフィール◆はまだ・まさはる 2007年、オリンパス株式会社在職中、コンプライアンス内部通報窓口に上司の不正疑惑を内部通報。その後、氏名を無断漏洩され、未経験の部署への配転命令など、組織的報復を受ける。2008年、会社にとどまつたまま、会社と上司を相手に訴訟提起。2012年、最高裁で勝訴が確定するも会社の処遇が改善されず、再度の裁判を余儀なくされる。2016年、計8年に及ぶ裁判を経て勝訴的和解。実体験に基づき、公益通報者保護法改正に向けた各種活動を行い、2020年6月の法改正に結びつけた。オリンパス株式会社を定年退職後も再雇用にて勤務を継続していたが、2021年3月に退職。現在は、フリーランスとして公益通報者保護法、内部通報制度関連の活動に引き続き尽力しながら、グローバル教育や営業スキル関係のスペシャリストとしても活躍している。

——濱田さんの内部通報をめぐる会社との闘いは、当会に人権救済申し立てを行ったことが報道されたことをきっかけに表に出ることになりました。申し立てを行うことになった経緯を教えてください。

最初に依頼した弁護士の先生が東京弁護士会に所属していて。当時、あまりに私が孤立させられていてパワハラも激しいし、このままでは体を壊すんじゃないかと心配してくださったんです。効果はわからないけど申し立てをしておいた方がいいというお勧めがあって、もう藁にもすがる思いでした。

——人権救済申し立ての影響はありましたか。

読売新聞の一面トップに「人権救済申し立てへ」との見出しで取り上げてもらったことで、やはり抑止は働きましたね。当時は、闇の中でぼこぼこにされていたイメージなんですが、正当に内部通報をした人間がこういう目に遭っているということが、社会や社員にわかって、会社も露骨なことができないということで。裁判は色々な方が提起するけど、人権救済申し立てとなるとやっぱりこれは重要な案件だということです、一面トップに取り上げてくれたんだと思います。

私は、わが国においては憲法のもと、人権擁護は極めて重要だと考えています。パワハラを受けるのが人権侵害というのはわかるけど、無断漏洩をしたことが重大な人権侵害だと認めてもらって、正直言って感動

したんですよ。人権救済申し立てをして、それが受理されて、警告という形になって、励みになったし助かりました。人権救済申し立てを受ける東京弁護士会のセクションの存在はとても重要だと思います。

——内部通報を理由に配転命令を受け、部外者との全面的接触禁止、不明確かつ達成できない業務目標の設定、月次面談等における不適切な言動、著しく低い人事評価等会社から様々な不利益措置を受け、会社で孤立し、無意味と思われる仕事を課され続ける日々。どのような思いで勤務していたのでしょうか。

当時は日本一パワハラに強い男になろうと決意していました。会社で辛いことがあったら辞めたいとか、この上司をぶん殴ってやりたいとか、そういうことよりもむしろ逆に考えようと思いました。それまでの仕事がもうとにかくハードで、一週間に二日くらいしか家に帰れなかつたので、「仕事しなくてお金もらえるんだから、こんなにいいビジネスはない」と思うことにしたのです。そう思うのは、本当に難しかったですけどね。

——様々な不利益措置の中で最も辛かったことは。

やっぱり会社で仲の良かった同僚たちから一切挨拶もされない。だって怖いもん。いじめの構図ですよ。濱田と話していたら呼び出しを受ける。私も理解しなければいけないと思っていましたけど、一番辛かった

ですね。仲の良かった人がそうでなくなる現実ほど、辛いことはないですよ。

——会社を辞めるという選択肢がよぎったことはありますか。
裁判をやる前は何もわかりませんでしたから、これはえらいことになった、逃れたいとふと思ったこともあります。けれど、やっぱり性格が性格なので。困難な方と易しい方とあったら、常に人生では困難な方を選んできたんですよ。だから、逃げるという選択肢は私の人生の中ではないんですよね。妻に言ったのは、「どうせとばされるんだったら宇宙の果てまでとばしてもらう、それでも辞めないと（笑）。もう私が一回言ったら聞かないのはわかっていますから。大変な苦労は掛けましたけど。

——ご自身でも両手いっぱいの書物を買い求めて法律の勉強をされたとか。

仕事を干されて左遷されたら、やることないじゃないですか。最後にはものすごい数の本になりました。「訴訟は本人で出来る」という本、内容証明の本、民事のみならず、刑事訴訟法の本も買いました。裁判に深く関係する公益通報者保護法については、逐条解説まで読みましたし、労働法に関してはもうすさまじく勉強しました。そして、今の状況ではまあ、クビにはできないなと。でも暴れたら他の理由で解雇される可能性がありますから、おとなしく、まじめに会社に行って、それで「ばか」とか「体たらく」とか言われても、「うちのお母さんに言ってくれませんか。私に言われても、私を産んだのはお母さんですから、すみませんけど、よろしくお願ひします」とか言ったりして（笑）。

——会社と上司に対し、配転無効と損害賠償請求の訴えを提起しましたが、一審では敗訴しました。

裁判官の態度からすれば、これはもう敗けるなというのはわかりました。だから、判決の前に、敗けることを前提に自分で時系列をもう一回整理して、紹介された弁護士のところに行ったんです。ビジネスでも、ずっと私、先手を打ってきたので。

——控訴審では逆転勝訴となりましたが、どのように臨まれたのでしょうか。

控訴審では、弁護士の先生と一緒に、訴訟戦術を

＜訴訟経過＞

2007. 6	ヘルplineに通報、通報者が濱田氏であることを担当者が無断漏洩
2007.10	第1配転（NDTシステムの営業チームリーダー→IMS企画営業部部長付）
2008. 2	訴訟提起（一次訴訟）
2009. 3	当会へ人権救済申し立て
2010. 1	第2配転（品質保証部部長付）、一審判決（敗訴）
2010.10	第3配転（品質保証部システム品質グループ役職・肩書きなし）
2011. 8	控訴審判決（逆転勝訴）
2012. 1	当会がオリンパス株式会社に人権侵害警告
2012. 6	最高裁上告棄却・上告不受理決定（勝訴確定）
2012. 9	訴訟提起（二次訴訟）
2012.10	第4配転（品質環境推進部品質保証グループ品質保証チーム 役職・肩書きなし）
2012.11	訴訟提起（三次訴訟）
2012.12	第5配転（品質環境推進部品質環境教育グループ品質教育チーム チームリーダー）
2013.11	訴訟提起（四次訴訟）
2016. 2	併合訴訟勝訴的和解成立

考えて、陳述書を書いたり、丁寧に時系列をたどったりしました。訴訟でわからないことは先生に聞いて、それを私も調べるんですよ。逆に、弁護士の先生はサラリーマンじゃないので、わからないこともありますよね。私はそこを補うところを一生懸命やって。私の知る現場と先生から教わることをミックスさせながら頑張ったというわけです。

——最高裁で勝訴が確定したときのお気持ちは。

やったと思いましたね。でもこれがまた変な話でね。新聞社の記者から電話があったんですよ。「濱田さん、上告棄却になりましたから勝訴確定です」と。今まで節々で記者会見をしてきて、この時もやるつもりはありましたけど、まだ正式な書面は来ていないわけですよ。でも、もう会見するしかないってことで、弁護団に全部電話して。こんな感じでやった勝訴確定の記者会見が産経新聞の一面トップになったんですよね。

——記者からの連絡のみで記者会見をされたのですか。

そう。先生は心配してましたけど、最高裁からの決定書は後で来るでしょう。記者を信用していたから会見

をしたんです。最高裁で勝訴が確定したのはもちろん嬉しかったんですけど、翌日に新聞を見たとき、改めて記者と一緒にやってきて良かったなと思いました。ちなみに産経新聞の社会面のちょっと泣いているような写真ね。このとき泣けたのは事実ですが、カメラをとても強く意識していました。

—— カメラを意識というのは。

記事には、わかりやすいキャッチフレーズが必要で、それにインパクトある写真が伴えば記事の効果も大きくなります。だから、記者会見ではカメラを意識することが重要という私なりの分析が入っているんです。

—— 確かに見出し等になっている言葉にも、インパクトがありますね。

控訴審の逆転勝訴の時の「正直者が馬鹿見ていいのか」という見出しあり、最後の和解の時の「会社が生まれ変わるスタートライン」という記事冒頭の発言も、インパクトある記事になるためには欠かせないキャッチフレーズだと思って発言した内容が採用されたんです。

この裁判では法律だけじゃなくて、マスコミとの付き合いも勉強しました。重要な法律の改正に関わるような大きな裁判を有利に遂行するためにも、社会の機運として法改正を盛り上げていくためにも、マスコミの力は絶対必要だということです。

—— 最高裁の勝訴判決確定後も処遇が改善されず、更に法廷闘争が続くことになりました。最終的には勝訴的和解となったわけですが。

最後は裁判長にこの裁判は勝つと言われました。だけど、私はそもそも会社を痛めつけるためじゃなくて、自分の権利回復と普通のサラリーマンに戻りたいということで裁判をやっていたので、今回は和解と言いました。正直、弁護団の中でも意見は結構割れましたけど。

—— 最終的に和解を選んだ決め手はなんだったのですか。

私のもう強すぎるほど強い意向です。やっぱり和解をしたから今の私があると思っています。会社も和解したから、社長メッセージで和解調書を全部社員に公開して、名譽回復してくれたわけですよ。それでやっと、同僚と話ができるようになったんです。今なんて、私

が言わなくても、濱田さんは有名だからと会社の中で知らない人が話しかけてきます（笑）。

—— 計8年の法廷闘争を経て和解をしても、元の部署である営業に戻ることができなかったことについてはどのように思われましたか。

やむを得ないと思っています。元の職場に戻しても、職場が戸惑うことはわかるんです。人事のグローバル教育部門は会社としても最高の選択だったんだと思います。よく考えたら、もう営業では私はオリンパスではトップだと思っているから、これ以上やることはないので人事を勉強してみようという気持ちもありました。やっぱり気持ちの切り替えですね。

—— 後進を育てることに関わりたいというご希望はかなったのですね。

そうそう。それはかなっているし、海外赴任候補者に、国際的なコンプライアンスというところも当然含めて教育して赴任させる、ということをメインにやってきたので、私の得意なところだから感謝しています。

—— 長年にわたり訴訟を続ける中で、気持ちの変化はありましたか。

それはありましたね。当時もいろんな会社にコンプライアンス室はありましたから、このままでは私のような被害者がいっぱいいるんじゃないかと思うようになって。私がやっていることは社会的に意義あることになるかもしれないという気持ちになりました。

また、前例のない判例を築いて今後の司法判断に社会正義に繋がる良い影響が及ぶことになれば、極めて重要な人権擁護を強く後押しできるのではないか、それはとても意義深いのではないか、と考えるようになりました。

—— この長い闘いの原動力について、色々なところで愛社精神というお話をされていますが、会社に対する失望は無かったのでしょうか。

愛社精神があるのは、これは間違いないです。でも、私は何も悪いことしていない、悪いことしているのはあいつらだ、何でこっちが辞めないといけないんだという気持ちがやっぱり原動力ですよ。辞めたら負けだということで、それが己を奮い立たせる。もう執念みたいなも

INTERVIEW：インタビュー

のですね。司法判断を仰ぐという、かつて経験したことのない大きな行動を起こす限りは、納得のゆくまで徹底的にやらねば、やる意味さえなくなると思いました。

——訴訟の経験は、公益通報者保護法の改正に関わる活動にいかされているのでしょうか。

ええ。ものすごく勉強しましたから。裁判の過程の中で、たくさんの弁護士の先生方と話す機会を多くもてたというのは大きいですね。この活動を盛り上げるには、当事者が必要だと言われていることもあります。一緒にやっています。この法律の実効力がないという問題解決には、全国の多くの弁護士会も力を入れていると思いますが、弁護士だけだとわからない部分を私が話して、「市民のための公益通報者保護法の抜本的改正を求める全国連絡会」の設立にも関わって。人に話すときに、深刻に話すだけじゃなくて、やっぱり面白く愛嬌をもって話すことも重要なと思っています。

——昨年6月、遂に公益通報者保護法が改正されて、通報窓口担当者に罰則付守秘義務が課されることになりました。濱田さんが主張してきたことが実現しましたが、どうお考えですか。

これは大変いいと思います。無断漏洩した担当者に刑事罰が付くということは、法律の性格が変わったということですから、これだけで100点と言っても過言じゃないです。けど、更にその実効力の向上に向けて、進化・深化させてゆかねばなりません。しっかりした政府指針を作っていくことと3年後の見直しに向けて改正法がどう機能しているかの調査戦略の構築と遂行が必要ですね。3年後には、やっぱり報復した企業等には刑事罰、そこまではいかないかなといふところです。

——様々な活動の中で、法改正に結びつけるために重視した活動、実際に効果を感じた活動はありますか。

国会議員です。公益通報の関係を話し合う議員さんが集まる朝の勉強会に行って、議員さんに直接、正当な内部通報をしたにもかかわらず人権侵害を受けた当事者だからこそできるインプット活動をしてきたことは、非常に大きかったと思っています。これがなければ実現しなかったかもしれません。全体的に難しい法律だから、わかってもらうのも難しいんだけれど、私の面白く愛嬌も交えて話す部分で聞いてもらって、理解

を深めてもらいました。効果があったのはやはり、マスコミ、国会議員、弁護士の3本柱ですかね。

——改正に先立ち、国会での参考人陳述と質疑応答を行われていますが、感想はいかがでしたか。

自分の言うべきことはしっかりと言えました。私が苦しんできたことを国会の場で言えるというのも、非常に嬉しかったですね。朝の勉強会で説明したたくさんの議員さん達が、参議院だけでなく、衆議院においても私の裁判のことを交えて、法改正の必要性を訴えてくれました。お目にかかるたびに、声をかけてくれる国会議員さんもいて嬉しくなります。

なおかつ、この国会参考人陳述と質疑応答には、私は自分の有給休暇で行くつもりだったんですが、会社が特別休暇扱いとして、国会に送り出してくれました。会社が認めてくれた上での出席ですから、とても嬉しかったですね。非常に誇らしく思いました。

——改正公益通報者保護法の見直しに向けた今後の活動について、具体的なプランはありますか。

私、令和3年3月31日をもってオリンパスを退職する決意をしたんです。なので、これからはフレキシブルに柔軟性を持って、経験者としてさらに尽力したいですね。具体的には、弁護士会の講演等で積極的にパネリストとして参加したり、弁護士の先生がどこかに話をしに行くときに同行したりして、実体験の話やアドバイスをしたいですね。色々な企業に私が関わりを持ち、改正公益通報者保護法への実務対応のアドバイスなどをすることも考えています。

——最後に、公益通報制度に関わる弁護士に求めることを教えてください。

独立性を担保しての関わり方が重要だと思います。あとは弁護士の先生方が、内部のことをどうやって調査するか。内部のことを知らない人が通報者情報を漏洩しないように調査するというのは、とても難しいことですよ。内部通報窓口担当を受任するに先立って、通報者情報の秘匿を遵守しつつ調査ができる事を担保するアイデアとか提案は必要ですよね。企業が「外部の弁護士を窓口にしているからちゃんとやっています」という言い訳に使うことにならない形での関わり方を考え、実行することが一番重要じゃないでしょうか。

News & Topics

シンポジウム

「宇宙旅行の実現に向けた最新の動向—日本が宇宙旅行のハブになるために—」報告

リーガルサービスジョイントセンター(弁護士活動領域拡大推進本部)委員 枝廣 恭子(62期)

本年3月15日、有人宇宙旅行にスポットを当てて、宇宙ビジネスに関する理解を深めるとともに、リーガルの視点から宇宙ビジネスのサポートを図ることを目的に、表記のシンポジウムがオンラインにて実施された。

1 第一部 基調講演

(1) 横浜国立大学大学院の笹岡愛美准教授より、宇宙旅行の実現にあたっての法律上の問題点についてご講演をいただいた。

諸外国の制度と比較しながら、日本における宇宙旅行に関する法制度の状況について解説がなされた。アメリカ及びイギリスでは、オービタル飛行（軌道上を周回する飛行）、サブオービタル飛行（一定高度以上には達するが、地球を周回しない飛行）いずれにも共通する規範が存在する。一方、日本では、サブオービタル飛行は、有人でも無人でも宇宙活動法の適用対象外と解釈され、オービタル飛行は、定義上は宇宙活動法の適用対象となるものの、それを行う技術基盤が日本にはないとして、申請があつても当面は許可しないのが立法者の意思とされる。したがって、現状、宇宙旅行に関してルールが全くなく、日本で宇宙旅行を実現させるには、この空白の部分の法制度を埋める作業が求められる。そして、法的な課題には、民法、商法の一般取引法の問題が関わってくるため、弁護士の知見が役に立つのであり、関心をもって研究に関わってもらいたいとの要望が述べられた。

(2) 大樹町の酒森正人町長より、同町のスペースポート整備事業の状況が紹介された。

小型衛星の打ち上げを中心に、宇宙産業の市場規模が急速に拡大することが予測される中、日本ではロケットも

射場も不足することが見込まれ、民間宇宙ベンチャーが自由に利用可能なスペースポートが求められている。そこで、ロケット打ち上げに適した地域である大樹町では、実験から打ち上げまでシェアできる北海道スペースポートを整備する事業を進めており、その概要及びビジネスモデルが紹介された。

2 第二部 パネルディスカッション

第二部は、「日本から宇宙へ！～日本の打ち上げビジネスを盛り上げるために～」と題して、笹岡准教授、酒森町長に加えて、株式会社SPACEWALKER代表取締役CEOの眞鍋頭秀氏、一般社団法人SpacePortJapan共同創業者兼理事の青木英剛氏、同法人理事の田口秀之氏をパネリストに迎え、各社、各団体の取組みと今後の展望をご紹介いただいた上で、参加者からの質問にも答える形で、討議を行った。コーディネーターは、岩下明弘委員が担当した。

「サブオービタル飛行に関する官民協議会」では、本年度以降、アメリカ、イギリスの事例を参考にしながら日本の法制度の整備について議論する予定であると青木氏から報告された。眞鍋氏は、有人宇宙輸送への民間参入が進み、各国が法整備を行う中、日本としてもどのような方向性で有人宇宙旅行を進めるのかを今までに考えないと、有人宇宙旅行の分野で後れを取ることになると指摘した。

宇宙分野に興味を持つ弁護士に対しては、宇宙が新たな産業の活動領域になっていくとの視点でとらえ、法的な課題を整理し、法律の整備に向けて知恵を出すことで、宇宙ビジネス、宇宙法の分野を盛り上げてもらいたいとの要望がなされた。

東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告

2021年2月26日開催 東京地方裁判所委員会報告 「犯罪被害者の保護について」

東京地方裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 内藤 順也 (43期)

2021年2月26日に開催された第52回東京地方裁判所委員会についてご報告します。今回の議題は、「犯罪被害者の保護について」でした。

最初に、東京地裁刑事部の部総括裁判官から、「刑事裁判手続における犯罪被害者の保護の制度とその運用について」と題して、以下のとおり、犯罪被害者保護の施策等に関して説明がありました。

犯罪被害者の保護に関する制度には、大きく分けて、(1)刑事裁判に関わりたくないのに関わらざるを得ない場面における①秘匿及び②証人の保護と、(2)犯罪被害者が刑事裁判に積極的に関わりたい場面における各制度があります。①秘匿には傍聴人等に対する秘匿と被告人等に対する秘匿があり、それについて、いかなる措置を執ることができるかが説明されました。②証人の保護については、付添い、遮へい、ビデオリンク方式のそれぞれについて、図や写真を用いた説明により、法廷における運用の具体的なイメージを持つことができました。次に、(2)犯罪被害者が刑事裁判に積極的に関わりたい場面における各制度として、優先傍聴、心情意見陳述、被害者参加、損害賠償命令の各制度の説明がありました。現代における犯罪被害者の保護という点で、これらの制度は、とりわけ重要かつ有益な制度であると思われます。最後に、犯罪被害者等の理解への取組として、東京高裁が主催する「犯罪被害者の置かれた立場、状況に関する理解を深めるための研究会」が紹介されました。同研究会は、2019年度には、交通犯罪被害者遺族の方、犯罪被害者を支援する活動をしている方による講演を実施したことです。

部総括裁判官からの説明の後、委員の間で質問・意見交換がされました。委員からは、遮へいしても被害者が声で特定されてしまうのではないか、新型

コロナウイルス感染症の感染防止には裁判の場でも必ずしも法廷にいる必要はなく、ビデオリンク方式を用いる等遠隔で審理する方が安全ではないか、罪体の立証と量刑に関する被害者の心情意見陳述が裁判員にきちんと区別されているか（予断を与えないか）、被害者の氏名・住所等の個人情報が刑事記録も含め刑事裁判の場でどのように保護されているか等について、質問がありました。前述の部総括裁判官から回答がされたほか、委員同士でも意見交換がありました。

最後に、委員会事務局から、最近の委員会で出された委員の意見・提言が東京地裁の現場に反映されている事例について報告がありました。労働審判において女性の審判員が若干増加傾向にあること、裁判員制度の広報活動の取組として企業団体を訪問し広報をしていること、庁舎におけるパンフレットの置き場を目に付きやすい場所に変更したこと、WEBで東京地裁に関する情報の発信（YouTubeでの配信）を行っていること、新型コロナウイルス感染症の影響もあり民事裁判のIT化が進んでいること、「裁判所の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策」の策定等、従前の委員会における委員からの意見・提言に関するフィードバックがされました。

次回の委員会の議題は「調停制度について」です。医事調停、知財調停、企業の私的整理に関する特定調停を中心に議論される予定です。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207



飯島 歩 弁護士 (46期)

第1回

個々のモチベーションに依拠してワークライフバランスを達成している例

本企画は、ワークライフバランスを実現する取り組みを行っている法律事務所の経営者弁護士に、取り組みについてインタビューをするものです。

第1回目は、業務分野の選択や所内マインドセットの醸成、報酬体系の工夫等により個々の弁護士のモチベーションを引き出す事務所経営を行っている飯島歩弁護士（第一東京弁護士会）に伺いました。

男女共同参画推進本部委員 水谷 江利 (62期)

—— 事務所のことを教えてください。

当事務所は、東京と大阪に2拠点を置く、2016年に設立した特許事務所とのパートナーシップ型事務所です。有資格者のうち13名が男性、女性が8名で、半数以上に中学生以下の子がいます。

—— 事務所への時間的・場所的な拘束度合いは、どうなっていますか。

コロナ禍以前から、時間的・場所的な絶対的な拘束はありません。合理的な時間的範囲帯は携帯電話で連絡がとれるようにしているだけです。

—— 拘束時間がないといいますと、報酬体系はどうしているのでしょうか。

最低保証額と歩合制の併用です。透明性重視で、働きに応じて歩合を積算します。歩合を社内で全部共有することで、誰かが得をしているという変な猜疑心をもたずに、家庭のために仕事を一定程度にしたい人、バリバリ仕事したい人、お互いのライフスタイルを尊重できるようにしています。

—— 個々のモチベーションにゆだねる歩合制。競争を促す要素もありますか。

競争的なぎすぎすした雰囲気は現状全くなっています。各自のワークライフバランスの違いを、所得で帳尻を付ける。「平等」というより「公平」です。

—— 子育てについては所員の間でどれくらい共有していますか。

男性も子育てに参加しなかったらいじめられるんじゃないかなっていうくらい、子育てが当たり前の事務所です。所内ではよっちょゅ家庭や、子どもの

話をわいわいやっています。

—— お子さんはすでに成人されたとのことですが、ご自身の体験からいうやりくりのコツなどありますか。

妻も他の事務所のパートナー弁護士です。苦労は確かに多かったです。お互い海外出張も結構ありましたし。要は「助け合おう」という気持ちを持つかどうかだけだと思います。もちろん、お互い自分のほうが「割を食ってる」みたいな感覚を持つことはありました。時に喧嘩をしながらも調整していました。

—— 殊に女性弁護士にとって、ワークライフバランスと営業は両立が難しい部分ではないでしょうか。

役割分担すれば男性にも制約は生じる話ですから、男女の問題ではないはずです。

配偶者と調整して宴席に出る機会を設けることも自分に対するある種の投資。一方、帰宅せざるを得ないなら、子どもを寝かせた後で勉強して、研究成果を記事にして出すのもとても大事な営業活動です。営業って、飲みに行くことだけではないですよね。

いずれにせよ、事務所から給料、歩合をもらうためにやる仕事と、将来に向けての投資ははっきり分けて意識すべきです。

—— これを読んでいる方にアドバイスなどあればお願ひします。

子育ての面から見ると、仕事は制約になりますし、仕事の面からすると子育ては制約になります。それを踏まえてキャリア形成と家庭内での役割とを、男女問わず考えていかなければなりませんし、配偶者と話し合うのが大切だと思います。

若手会員総合支援センター連載
若手会員支援ニュース

第1回 無料アプリ『べんとら』

若手会員総合支援センター副委員長 伊藤 敬史 (56期)

1 便利な『べんとら』

ここは家庭裁判所の調停室。相手方から本日提出された源泉徴収票の写しを受け取ると、イトウ弁護士はスマホを取り出し、10秒後に言った。



「裁判所の標準算定方式で計算すると、本件の養育費は8万9000円ですね」

早い！簡単！正確！どこでも使える！

イトウ弁護士が使ったのは、東京弁護士会のアプリ『べんとら』（弁護士虎の巻）。これができるて随分弁護士業務が効率化された。

東京弁護士会でスマホアプリを作ろうという話が出たのは、2014年。若手会員の中で、「アプリでこういうことができたら、業務が効率化できいいよね」という声があがっていた。その年の夏に若手会員総合支援センターが立ち上がり、会員向けアプリの制作はその目玉政策の1つになった。

それから会内や裁判所との様々な調整を経て、2016年7月にリリースされたのが『べんとら』である。

『べんとら』には、スマホアプリの特徴として、①持ち運びが簡単で、②情報へのアクセスが早く、③オフラインでも使用でき（一部機能を除く）、④研修や若手会員向けの有益情報などの新着情報をプッシュ通知で知らせてもらえるといったメリットがある。

順位	コンテンツ（トップページを除く）	ページビュー数
1	【民事】養育費計算機能	9,563
2	【民事】民事裁判申立手数料計算機能	8,265
3	【民事】婚姻費用計算機能	7,851
4	【民事】傷害・後遺症慰謝料計算機能	3,589
5	【便利ツール】生年月日⇒年齢計算機能	2,701
6	【便利ツール】期間計算機能	2,539
7	【民事】予納郵券額一覧表	2,096
8	【便利ツール】利息計算機能	1,973
9	【民事】逸失利益計算機能	1,588
10	【若手支援】有益情報お知らせ	1,489

(2019年8月1日～2020年8月31日調べ)

2 『べんとら』の利用状況

『べんとら』の国内ダウンロード数は、現在約13,000。

1カ月あたりの平均ページビュー数は約32,500。1日平均100以上のページビューがある。

利用の多いコンテンツのトップ10は、左下の表のとおりである。特にトップ3は、リリース以来、常に利用の多い人気コンテンツになっている。

3 会員認証をしよう！

『べんとら』には、ログインIDとパスワードで会員認証を受けて利用する会員専用メニューと、会員認証を受けずに利用できる一般メニューがある。

会員専用メニューには、研修情報（プッシュ通知機能あり）、法律相談センター報酬計算機能、懲戒事例集などのほか、若手会員向けOJT相談の相談員募集など若手支援の有益情報をお知らせするコンテンツもある。

会員のログインIDとパスワードは、当会ウェブサイトの会員ページにおけるログインIDとパスワードと同じである。ご自分のログインID、パスワードが不明な方は、広報課（TEL 03-3581-2251）にお問い合わせいただきたい。

4 最後に

『べんとら』は、必要に応じて少しづつ改善している。2021年3月30日には、LIBRAへのアクセスをしやすくするなどの改善をした。

機能の追加や改善のご意見があれば、ぜひ、『べんとら』の「利用アンケート」にお寄せいただきたい。

『べんとら』が会員の皆様の業務の効率化、情報提供の強化につながれば幸いである。

▼ダウンロードはこちらから



今、憲法問題を語る—憲法問題対策センター活動報告—

第112回 日の丸を燃やしてはいけないの？

憲法問題対策センター委員 眞珠 浩行 (54期)

- 1 現在（2021年3月時点）開会中の第204回国会に、日本の国旗等を損壊等する行為を犯罪と定める刑法改正案を提出しようとする動きが自民党内にあります。報道によると、これは同党内の「保守団結の会」からの要望を受けたものとのことです。
- 2 自民党は、2012年にも同様の法案を国会に提出しましたが、そのときは審議未了で廃案になりました。このとき日弁連は、同年6月1日、国旗損壊罪の法制化は表現の自由を侵害するおそれがあるとして、これに反対する会長声明を出しています。
- 3 日本の国旗等を損壊する行為については、現行刑法の下においても、それが他者の所有に属するものであれば器物損壊罪、また態様次第では業務妨害罪による処罰の対象となります。問題は、これらに該当しない行為、すなわち自らが所有する国旗等を、業務妨害に該当しない態様で損壊等する行為についてまで法律で禁止し、刑罰を科すべきかどうかです。
- 4 保守団結の会顧問の高市元総務大臣は、外国の国旗の損壊については刑法92条があるのに、日本の国旗の損壊については規定がないことが不均衡であると主張しています。しかし、外国国章損壊罪の保護法益は日本と外国の間の円滑な国交ですから、日本の国旗が対象とされていないのは当然です。

高市氏はまた、「日本の名誉を守る」ことも同罪が必要な理由と語っています。しかし、民主主義社会においては、違法又は不当な国家権力の行使に対しては、国民は参政権のみならず、表現の自由行使してこれを批判することによって是正させることが期待されます。したがって、国民は国家権力に対して猜疑の眼を向け、その行使を監視、コントロールする必要があり、国旗を傷つけたり、汚したり、燃やしたりすることも、国家権力のあり方への批判、意見

表明の一方として表現の自由の範囲内にあります。

また、国旗=日の丸が日本のシンボリックな图像と受け止められがちである以上、これが芸術的表現に用いられて「損壊」「汚損」等されることもあります。例えば、現代美術家の会田誠氏は、土で汚れた日の丸を展示した「ネクタイ・ビル∞」^{*1}を、柳幸典氏は、赤と白の砂で作った日の丸状の形態を蟻が崩していく「蟻と日の丸」^{*2}を発表しています。

国旗損壊罪が新設されると、このような政治的、芸術的表現行為が禁止されることで強度の萎縮的効果が予想され、表現者の表現の自由も、人々がそのような表現を享受する自由も侵害されてしまいます。

- 5 この点、外国では、どのような扱いになっているのでしょうか。1989年、米国最高裁は、米国国旗に灯油をかけて焼却した人がテキサス州の国旗保護法に基づき処罰された事件につき、「米国国旗を燃やす行為は米国憲法修正第1条の言論の自由として保障され、政府は表現が不快であるとかそれを支持し得ないからといって禁止することはできない」として、同法による処罰を違憲としました（テキサス州対ジョンソン裁判）。

- 6 国旗損壊罪の制定を進める動きは、改正教育基本法による愛国心教育や、個人の尊厳を軽視し国家主義的色彩が濃厚な憲法改正の動きと通底しているように思われます。

しかし、国を愛するかどうかは、個々人の思想・良心の自由の問題であり、法によって強制することは出来ません。日本が素晴らしい国であれば、人々は自然と愛するようになるでしょう。

- 7 国旗損壊罪は、表現及び思想・良心の自由を侵害し、違憲の疑いが強いと言わざるを得ないのでしょうか。

*1：美術手帖「いまアーティストに何ができるのか。毛利嘉孝が見た会田誠展「Ground No Plan」」

<https://bijutsutecho.com/magazine/review/promotion/12016/pictures/4>

*2：YANAGI yukinori WORKS http://www.yanagistudio.net/works/antfarmproject01_view.html



新型コロナウイルスのもとで"~わたしはこう過ごしてきました・こう過ごしています~

〈vol.9〉

父と友人に会いに…

会員 中村 千之 (48期)

コロナの感染拡大の中、渋滞や感染の心配から県外への観光やゴルフもなかなか難しい。そんな中、2回ほど父の墓参りに行った。

1回目は薰風の頃、家内に言われ仕方なく、掃除道具一式を持って車で寺に向かった。父の墓は寺の裏山の上にあり、階段を何段も上らなければならない。息を切らしながら階段を上りきり、墓に向かうと案の定、草茫茫々だった。家内と汗だくで墓の周りの草を取り、墓石を丁寧に磨いてお参りをしたら、不思議といつもより清々しく感じられた。

梅雨明け後、家内に「草が茂っているかもしれない」と言われ、再び寺に向かった。この時は、家内に促されたとはいえ自分が前向きな気持ちで来たことが前回と違った。蚊がぶんぶん飛ぶ中、蚊取り線香をつけて汗だくで草を取り、墓を清めて手を合わせた後の清々しさは前回と同じで、充足した気持ちになった。

梅薫る時期になり、長く行けなかった友人の墓参りに行った。

彼とは中学、高

校で仲が良かつ

たが、社会人

になってか

らは互いに

忙しく、会う

機会がなかった。

共通の友人から墓地



の場所やお墓の位置を聞いて迷いながらも墓前に立った時は、「ああ、やっと会えた」と思った。長らく墓参りに来なかった詫びを伝え、学生時代の楽しかった思い出を話した。花を供えて線香をあげ、ゆっくり手を合わせると、ずっと気になっていたためか心が安らいだ。

その後、家内の友人のお墓にも向かい、その友人に似合う春らしい淡い色の花を供えて、思い出話をしながら手を合わせた。

コロナでストレスを感じる期間が長引いているが、故人に会いに墓に参ることが気持ちを和ませてくれた。



こちらから読んでね



横



近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第95回 札幌地判令和元年6月19日（食品会社A社事件／労働判例1209号64頁）

うつ病を発症している労働者に対して上司が行った「（採用理由は）障害者の雇用率を達成するため」との発言は、上司の注意義務違反に当たるとした一方、当該労働者が業務量の増加を希望した際に業務量を増加させなかつたことや、それが不可能であるならばその理由を説明しなかつたことは注意義務違反に当たらないとした事例

労働法制特別委員会委員 板原 愛（72期）



第1 事案の概要

1 本件は、被告A社に雇用されていた亡K（以下「K」という）が自殺した原因が、Kの上司による発言、及びA社がKの要望に応じて業務量を増加させなかつたことなどにより、極度に強い心理的負荷を与えられたKがうつ病の程度を悪化させたことにあるとして、Kの遺族が、A社に対する損害賠償請求権（主位的には不法行為〔使用者責任〕に基づくもの、予備的には安全配慮義務違反を根拠とする債務不履行に基づくもの）を相続した等として、損害賠償の請求を行った事案である。

2 Kは前職勤務中にうつ病を発症し、障害等級3級の認定を受けた。前職に困難を感じたKは退職し、平成24年11月、A社に障害者雇用枠で採用された。

3 採用に先立ち、障害者の就労を支援する特定非営利活動法人の相談員Bは、事前にKの上司となるCに対し、うつ病の特性と配慮すべき事項を説明した。Kは、A社の工場の事務員として勤務を開始したが、事務員として勤務するのは初めてであった。

4 Kは勤務開始当初、Bに対し、勤務が充実している等と報告していたが、採用翌年である平成25年4月19日、Kは、Cに対し、仕事が少なくて辛い等と泣きながら相談した。その際、Cは、Kの雇用が「障害者の雇用率を達成するため」であるという発言（本件発言）をし、直後にKは早退・欠勤した。

K、B及びCは、同月23日、面談し、Cは、K及びBに対し、部署異動をして、業務量を増やし、積極的に会議にも参加してもらう等と説明し、これを受け、Kは大変喜んだ。

5 Kは同年4月末から他部署の業務も担当することとなり、医師に仕事が増えた旨報告していたが、同年5月23日から6月14日までの間、Bに対し、やることがなかつた、一日中暇な日もある、辛い等と報告した。

これを受け、同年6月18日、BがCと面談したところ、Cは今すぐ急激に業務量を増やせないものの、現状を改善したいこと等を述べたが、その後Kが新たな業務を担当することはなかつた。

6 Kは、同年7月30日から同年8月31日までの間、抑うつ状態にあるとの医師の診断に基づき欠勤し、同年9月2日、A社における勤務を再開したが、同月24日、縊首して死亡した。

第2 判決要旨

1 うつ病を発病している者は、ささいな心理的負荷にも過大に反応する傾向があること、Cは、Kがうつ病に罹っていることを認識していたことからすれば、Cは、安全配慮義務の一内容として、Kに対して心理的負荷を与える言動をしないようにすべき注意義務を負っていた。本件発言はKがうつ病に罹している障害者であることがその雇用理由である（少なくともその理由の一つである）と説明するに等しく、A社における自分の存在価値について思い悩んでいたKに対する配慮を欠き、Kに心理的負荷を与えるものであったといえ、Cには注意義務違反があったと認められる。

2 注意義務違反と死亡との因果関係の認定について、本件工場で勤務を開始した時点及び勤務開始後約3か月の時点におけるKのうつ病の程度は軽症

であったところ、Kのうつ病の程度は、平成25年6月下旬頃、中等症以上に悪化し、その後はその程度が改善しなかったと認められるが、Kは、本件発言によって心理的負荷を受けたものの、以降その状態が継続したと認めることはできない。

3 労働者に労務提供の意思及び能力があるにもかかわらず、使用者が業務を与えず、又はその地位、能力及び経験に照らして、これらとかけ離れた程度の低い業務にしか従事させない状態を継続させることは、業務上の合理性があるのでなければ許されない。使用者には、障害者基本法上、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理が求められていること、精神障害を有する者は、ささいな心理的負荷にも過大に反応する傾向があることを踏まえると、Cは、安全配慮義務の一内容として、Kから業務量に関する申出があった場合には、現在の業務量による心理的負荷があるか、あるとしてどの程度のものかなどを検討し、業務上の合理性に基づく裁量判断を経て、対応可能な範囲で当該申出に対応し、対応が不可能であれば、そのことをKに説明すべき義務を負っていた。

一方、Cは、Kから業務量が少ないと申出を受け、これを放置することなく、速やかに、具体的な解決策を検討し、実際に実行していたといえ、Kは事務員としての職務を担当したことがなく、本件工場での勤務を開始してから5か月程度しか経過していなかったこと、ストレスを抱え込みやすく、多くのことを言われると動きが悪くなるという特質を有していたこと、うつ病に罹っている者には、活動性の減退による易疲労感が増大し、集中力及び注意力の減退という現象が見られることがあることからすると、Kの申出にそのまま応じなかつたとしても、注意義務に違反したとは認められない。

4 また、同年6月18日の時点での新たな業務について検討はされており、Kに対して新たな業務を割り当てることが不可能であったということはできないこと、Cとしても、これらの業務をKに担当してもらうことが不可能であることを認識し、又は認識し得たことを認めるに足りる証拠もないことからすると、Cが、Kに対して業務量の増加が不可能であること及びその理由を説明しなかつたことがCの注意義務違反となるものではない。

第3 検討

1 本件のほか、障害者の雇用に関する事例として、富士機工事件（静岡地浜松支判平30.6.18労判1200号69頁）、大阪府・府知事（障害者対象採用職員）事件（大阪地判平31.1.9労判1200号16頁）等があるが、本件は、労働者の申出によりその業務量を増加させる義務が生じうることを示した点で特徴がある。障害のある労働者の業務量については、その減少・増加の両方について配慮を要することから、使用者にとっては悩ましさがあるところ、本件の事例におけるKの業務量に関する事実及び評価は参考になると思われる。

2 また、労災保険の支給に関する国・厚木労基署長（ソニー）事件（東京高判平30.2.22労判1193号40頁）は、精神障害の既往症のある労働者について原則業務起因性を認めず、「特別な出来事」等の存在を要求している一方、いわゆる労災民訴である本件では、因果関係の検討に当たり、相当因果関係のみの検討を行っているように思われる点で特徴的である。

刑弁でGO!

第95回

トピック

依頼者のために裁判官面接を活かす

刑事弁護委員会委員 赤木 竜太郎（67期）

1 裁判官面接とは

裁判官面接とは、勾留や保釈に関する判断に先立って行われる弁護人との面接である。勾留や保釈の判断に対する準抗告審においても行われることがある。裁判官から弁護人宛に電話があり、電話を通じて「面接」をするパターンと、弁護人が裁判所に赴き、書記官室等で直接面接するパターンがあるが、新型コロナウィルス感染症対策のため、現時点では電話面接のみが行われているのが実情である。

東京地裁（本庁）では、弁護人が裁判官面接を希望すれば、原則としてその機会が与えられる運用となっている（例外的な取扱いということではないかもしれないが、稀に、裁判官面接をしないまま決定が下されることがあるので注意が必要である）。他庁での運用がこれと同じであるとは限らないため、事前に確認すべきである。裁判官面接を希望する場合は、勾留請求却下を求める意見書や保釈請求書に「裁判官面接を希望する」旨目立つように明記し、裁判官からの連絡を希望する弁護人の電話番号を記載しておくといい。

裁判官面接のタイミングは、裁判官が意見書や一件記録を読んだ後、決定を下す前の時期がほとんどである。もっとも、勾留決定・勾留却下決定前の裁判官面接は、過密なスケジュールの中で多数件の勾留質問を行うことが関係しているのか、裁判官が一件記録を読む前に面接に臨むこともないではない。面接にかかる時間は長くはなく、1分に満たないこともあります、長くとも10分程度である。

2 弁護人は何を試みるべきか

弁護人は裁判官面接で何を試みるべきか。事案の詳細な分析や添付資料を踏まえた具体的な主張は、意見書等に記載し、既に裁判官も目を通している。裁判官面接の以下の機能を活用すべきである。

まず、資料の取り寄せや、検察官の意見の閲覧が間に合わなかった等の事情により、意見書に盛り込めなかった主張を、口頭で補充するという機能である（機能①）。勾留を争うケースなどでは、意見書等を提出した後に、例えば被害者との間で、電話で示談合意が成立した等、急な事情変更が生じることは珍しくない。それが弁護人に有利な事情変更であれば、必ず裁判官に伝え、判断の前提としてもらうべきである。

次に、意見書の記載だけでは伝わらないような主張について、追加して説明を行う機能である（機能②）。例えば、事件の大局的な見方や、被疑者・被告人の個性など、法律上の要件に該当するか否かそのものの議論ではないけれども、判断に影響しうる有益な視点を提供する。あるいは、確定的な見解として書面に記載することが適切でないような事情（検察官が想定している処分の見込み、弁護人が予定している公判での防御方針等）について、暫定的な見解として、裁判官に率直なところを伝えるということもありうる。意見書で述べた事情のうち、特に重要だと考えられる点について、口頭でさらに詳細に、わかりやすく論じてもよいだろう。

3つ目は、意見書や一件記録の検討によって生じた裁判官の疑問点や懸念点に対応するという機能である（機能③）。裁判官からの発問を契機としてなされる、

まさに勾留請求却下や保釈に向けた具体的説得活動である。

3 裁判官面接での応酬

裁判官面接における裁判官の対応は、勿論、個々の裁判官によって異なるが、敢えて類型化すると、以下のようなになる。

まず、裁判官は「裁判官面接希望ということで電話しました。申立書に記載された事情になにか付け加えることはありますか」とだけ述べ、弁護人の発言を聞いた後、「それでは、今の話も踏まえて判断します」などと述べて面接を終える類型がある（A型）。つまり、裁判官から質問がなされることは一切なく、弁護人が質問しても回答がされることはないというものである。A型の対応がなされる場合、裁判官が既に結論を決めており、しかも弁護人が求める結論と逆のことが多い。

次に、裁判官が既に念頭においている結論を弁護人に告げて、懸念している点や条件等を確認するための質問をする類型がある（B型）。典型的なケースは、裁判官が保釈を許可することを念頭において、支払可能な保釈保証金の上限額を確認し、または具体的な遵守事項の内容を決めるための質問がされる、というようなケースである。B型では、多くの場合、明示される結論は弁護人の求める結論である。

最後に、裁判官の疑問点や懸念点を解消するために積極的な質問をし、さらに勾留の可否や保釈の許否に関して、弁護人ととの間で、具体的な議論をするという類型がある（C型）。裁判官が、自身の心証を弁護人に開示しないまま、どちらの結論を探ることも考えられるという前提で議論をするというものである。

A型では、どのような説得活動をすべきかの手掛かりに乏しいが、依頼者に対する違法不相当な身体拘束を避けるため、できる説得活動は全て試みるべきである。①②の機能を念頭におきつつ、特に、意見書提出時からの事情変更が有る場合は、これを丁寧に裁判官に説明すべきである。

B型では、結論を左右するために一から説得するというよりも、裁判官面接の機能③を發揮することが重要である。保釈保証金の金額の交渉等がなされる場合はその典型例である。また勾留や保釈の要件該当性に関連して裁判官から発問がなされた場合も、裁判官の問題意識を正確に理解し、弁護人が、被疑者・被告人に関する事情を一番熟知しており、かつ追加の資料等をすぐに収集できる立場であることを活用して、具体的な提案をすることが望ましい。

C型においては、勿論①～③の機能全てを發揮することを念頭に、説得活動を行うべきである。

4 裁判官面接において避けるべきこと

裁判官は極めて多忙な中、面接を実施している。裁判官に無駄な時間を使った、と感じさせたとすれば、説得のためにマイナスである。意見書等で述べた事情をただ単に繰り返すことは避けるべきである。要点を絞り、端的に話すため、述べたいことのアウトラインを、事前に簡単なメモにしておくことが有用である。

5 おわりに

弁護人は依頼者に対する不当な身体拘束を回避するために、依頼者の立場を代弁する唯一の存在であって、できる限りの説得活動を尽くす義務がある。そのため裁判官面接は積極的に活用されることが望ましい。

弁護人が希望すれば、原則面接の機会が設けられるとの運用は、積極的に評価されるべきである。C型のような対応を通じて、弁護人と積極的に意見交換をした上で、慎重に勾留や保釈の判断をしようとする姿勢を示す裁判官が増えてきていることも、歓迎すべき傾向である。今後、裁判官面接をさらに活性化させるためには、裁判官にとっても裁判官面接がより有用なものとなるような、弁護人による実践や更なる工夫も重要なだろう。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

48期(1994/平成6年)

交渉事は、きちんと下調べして臨むべし

会員 泉澤 章 (48期)



1994年入所組の私たち48期は、入所時から現在の和光研修所に入る最初の修習生だった。入所前、湯島研修所時代の先輩方から研修所生活について聞いていたが、その中で、修習生は代々、「クラス連絡協議会」(通称“クラ連”)なる自治的な組織を作って、研修所当局と修習生の待遇について交渉するという話を聞いた。いまひとつイメージがつかめなかつたが、先輩方によれば「まあ、大学の自治会みたいなものだね」ということだった。楽しそうなので入所して早速手を挙げた。

クラ連の重要な活動のひとつに、修習生の日常生活、特に寮生活の待遇改善を求めて当局と団体交渉をするというものがあった。ちなみに「寮の門限廃止」や「冷房の24時間使用」(当時は暑くても午後8時になると切れていた!)などはこの団体交渉で勝ち取ったものと記憶している。

対応する当局側の責任者はタジャラで有名なA事務局長だったが、なかなか手強い交渉相手だった。

前期修習中の何度目かの団体交渉で、私は「冷水器の増設(新設)要求」という一項目の要求を担当したことがあった。確か当時は寮の方に冷水器がなかった(少なかった?)ため、設置して欲しいという要望が寮生からあったのだと思う。

要求書を出して、いざ当局の回答の日。

A事務局長「君たちのその冷水器の提案は検討したんだが、ダメだね」

私「え？なぜですか？」

A事務局長「だって、君たち夏になったら実務修習に行って寮からいなくなるでしょ？ そうなるとさ、冷水器の中の水が腐るらしいんだよ。だから物理的に無理なんだよ」

私「・・・」

こうして私の提案はすぐなく却下されたが、「機械自体がそうなら仕方がないか。まあそれほど重大な案件でもないし・・」と、このときは自分を納得させて交渉を終えた。

数年後、研修所の後輩たちと酒を酌み交わして修習生時代の思い出話をしていたとき、ふとクラ連活動の話になった。そのときこの「冷水器設置問題」のことを話したところ、後輩から意外なことを聞いた。それは、私たちが提案して却下されたはずの冷水器が、その後すぐに設置されたらしいということだった。

「A事務局長に騙された！」と思った。しかし、よく考えてみれば、数ヶ月使えないからといって機械がどうにかなってしまうほど脆いはずもない(現在ネット検索で冷水器の説明書を見ると「長期間使わないときは電源プラグを抜いて水抜きすること」と書いてある)。

当時A事務局長が却下したのは、単に管理と費用の問題だったと今では思うのだが、当時はネットの検索もない時代で、私の方で全然下調べもせずに要求を出していたため、交渉時にすぐさま反論することができなかつた。

今思うと、A事務局長は「交渉をするときには、相手がぐうの音もでないほど下調べして臨め」という、法曹としての「基本中の基本」を学ばせたかったから、あえてああ言ったのかもしれない(多分違うだろうが)。

当時のクラ連の活動は、ともすれば「学生気分」が抜けていない活動のように見られるかもしれないが、交渉力だけでなく、法曹にとってもっと大事な独立心や自治のあり方といったものを学ぶ場でもあったように思う。クラ連はその後いろいろな経緯もあり、現在は存在しないと聞く。新しい時代に生きる修習生に法曹としての独立心や自治のあり方について学ぶ機会を提供するのは、私たち先輩法曹に残された課題ではないだろうか。

我々は何者か 我々はどこへ行くのか

会員 大島 直也



1 コロナ禍で子どもの自殺が急増している。私の所属する子どもの人権と少年法に関する特別委員会でも、コロナ禍での子どもの人権保障は急務となった。

私が初めて子ども委員会に出席したのは、第1回緊急事態宣言直後の令和2年4月だった。同委員会が30年以上絶えず続けてきた子どもの人権110番という取組の中止を迫られ、先輩方がどうにか支援を継続させようと侃々諤々議論する姿が印象に残っている。

その思いが結実したのが「子どもとソナガル～弁護士プロジェクト～」という弁護士有志によるプロジェクトチーム（PT）である。関係機関とも連携しながら、コロナで逃げ場のない被虐待児や休校で学業に不安を覚える子どもなどにメッセージを発信し、相談に乗ることを目的としたもので、私も参加している。

2 ある時このPTが某弁護士向けサイトに取り上げられ、何気なく記事のコメント欄を読むことがあった。そこでは「法律で解決できる分野ではなく弁護士が関わるべきではない」「依頼に繋がらない。社会に役立っていると思いたいだけだ」という趣旨の匿名コメントがいくつかあり多数の賛同を得ていた。頭を殴られた思いがした。確かにこれらは法律論だけで片付く問題ではなく依頼にも繋がらない。メンタルのケアや励ましは福祉の専門家などに任せればいい。どれも正論のように聞こえ、自分の心に残り続けた。

3 弁護士とは何者か。コメントの意味を考える中、このPTを通じて妊娠葛藤を抱える女性の支援団体と交流する機会があり、その際に代表者の方からかけられた言葉が胸に残っている。「シングルマザーとなる

女性が出産後の生活を心配しているとき、弁護士さんから『あなたには養育費をもらう権利があるんだよ』と言ってもらえるとそれが強い支えになることがある。私たちも知識として養育費は知っているけれど、同じ言葉を私たちが言っても弱い。やっぱり弁護士さんの口からその言葉が出来ることで妊婦さんたちの強いエンパワーメントに繋がる」

同じ知識でもそれを誰が言葉にするかで言葉の力が変わる。私はこの発言を聞き目が覚める思いがした。無論、権利があるとはいえた執行などの問題で画餅に帰すことも少なくなく、これを正確に伝えることも弁護士のあるべき姿だと思う。一方で我々は、ネットで簡単に法律知識が得られるこの時代でも、知識に、人の支えとなる力をも付与できるのだ。私はこれまで知識を正確に伝えようと努めるばかりで、このような弁護士の言葉が持つエンパワーメントの側面を見落としていたことに気づかされた。

4 先のコメントにも同じことが言えるのかもしれない。子どもには生を全うする権利があり、医療や教育などの面で大人から支援を受ける権利がある。虐待やいじめ、望まない妊娠などで苦しむ子どもに対し、こうした権利を伝え共に生きていこうと励ますこと。このようなエンパワーメントも弁護士だからできること、あるいは（上記権利の裏返しという意味でも）弁護士が果たすべき職責の一つなのではないだろうか。

この考えには賛否両論あるだろう。まだ始まったばかりの弁護士人生だ。弁護士の多様性の意義も噛み締めながら、いつかは分断の架け橋になれるよう、弁護士としてどうあるべきか考え実践し続けたい。

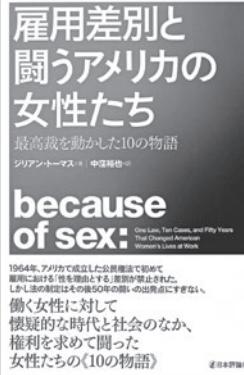
お薦めの一冊

『雇用差別と闘うアメリカの女性たち 最高裁を動かした10の物語』

ジリアン・トーマス 著 中窪裕也 訳 日本評論社 3,520円(税込)

歴史を動かした「勇気」

会員 弘中 章(61期)



アメリカ合衆国の連邦法には有名な1964年公民権法という法律がある。その第7編は「タイトルセブン」とも呼ばれ、採用から解雇まで雇用の全局面について「人種、皮膚の色、宗教、性、または出身国」による差別を禁止している。本書は、このうち「性による」(because of sex) 差別を禁止する規定の適用が問題となった10の裁判を描いた書である。

10の裁判にはそれぞれ主人公がいる。画期的な裁判の原告となった女性たちである。例えば、「男の仕事」と考えられてきた警察や刑務所の仕事に就くために州を訴えた女性、セクハラ被害に声を上げて「セクハラは性差別である」と裁判所に認めさせた女性、「女性らしくない」というステレオタイプを理由に会計事務所のパートナーへの昇進を拒否されるもこれに異議を申し立てた女性などだ。

彼女たちはみな、普通に働きたい、正当に評価されたいと願うだけだった。そこに立ちはだかった性差別の壁を乗り越えようと、裁判を起こし、最高裁まで闘った。彼女たちの努力の結果、性差別禁止の法理は保障内容を具体化し、豊かさを蓄えていったのだ。こうした闘いの物語を通じて、読者は、アメリカにおける雇用平等法理の発展の歴史を学ぶことができる。

裁判を描いた書だからといって、本書を、堅苦しい法律書と思うことなかれ。それぞれの物語が、みな生き生きと、情熱的に描かれている。理不尽な現実を前に立ち上がった原告と、難しい裁判と分かってこれを引き受ける弁護士。そのプロフィールや、個性的で実に魅力的な発言がちりばめられ、当事者や弁護士

の生き様が味わい深く語られる。各所に登場する裁判官の面々も個性豊かだ。読者は、主人公と脇役たちに親近感を抱きつつ、流れるような名証によって、第一級の法律ドラマを気軽に楽しむことができる。

一方で、本書を弁護士が読めば、おののの業務経験から、また違った感慨を得られるかもしれない。

弁護士が事件を依頼されるとき、事務所経営を考えながら受任するかどうか判断せざるをえない。不正義を訴える相談者の声に耳を傾けながら、理論は立つが前例がないとか、解決まで時間がかかりそうだとかで、受任に躊躇を覚えることがある。もちろん相談者がかわいそうに感じられるし、その期待に応えたいとも思う。その間で悩む。本書でも、同じような悩みを抱える弁護士たちが出てくる。中には、引き受けたはいいが、いつまで経っても裁判の結論がでないので弁護士報酬が入らず破産寸前になったという苦労を経験した弁護士もいる。依頼者に寄り添う大変さは、アメリカの弁護士も日本の弁護士もそんなに変わらないと思えてくる。

ただ、本書が示しているのは、弁護士が覚悟をもって相談者とともに歩むことを決め、その先の道を歩み切ったとき、歴史が前に進むことがあるということである。その歴然とした事実を前に、深い感動が生まれる。

こうして本書は、日々忙しい中にあっても依頼者とともに一步踏み出す勇気を忘れないことの大切さを、私たち弁護士に再認識させてくれる。より多くの会員の皆様に本書を手に取っていただきたく、紹介の文をしたためたゆえんである。

コーヒーブレイク



ウイスキーの聖地を巡って

会員 金川 征司 (60期)

昨年の緊急事態宣言の発令から、海外に行くことが難しい状況が続いているが、いつか海外に行ける生活に戻ってくることを願いつつ、ウイスキーの聖地と言われるアイラ島の紹介をさせていただきます。

ウイスキーは、大きく分けると、スコッチウイスキー、アイリッシュウイスキー、アメリカンウイスキー、カナディアンウイスキーの4種類があり、最近はこれにジャパニーズウイスキーを加えて5大ウイスキーとすることもあるようです。その中でもスコッチウイスキーは、泥炭を使った独特な香りが特徴で、正露丸のような香りとも言われます。

スコッチはショットグラス・ストレートで飲むのが一番味・香りを楽しめるのですが、飲み終わったグラスに水を数滴垂らすとさらに香りが広がり、香りだけではしばらく楽しむことができます。

このようにすっかりスコッチにハマってしまった私は、2016年に、スコットランドのアイラ島に旅行に行き、蒸留所を回ってきました。

アイラ島は、人口約3000人の小さな島ですが、スコッチウイスキーの中でも有名な「ラフロイグ」「アードベッグ」などの蒸留所がある場所です。私がアイラ島を訪問したときは、ロンドンのヒースロー空港からグラスゴー空港、そこからアイラ島へ飛行機で移動しましたが、スコットランドからフェリーで移動する手段もあるようです。グラスゴー空港とアイラ島は1日1本の往復で飛行機が飛んでいるだけで、天候次第では飛行機が飛ばないこともあるようなので、確実に移動できる可能性の高い手段としてはフェリーの方が良いようです。

アイラ島には、現在9つの蒸留所（ボウモア、ラフロイグ、アードベッグ、ラガブーリン、カリラ、ブルックラディ、ブナハーヴン、キルホーマン、アード

ナッホー）があります。蒸留所の見学ツアーハはだいたい1時間くらいでどの蒸留所も最終の受付が



ラフロイグ蒸留所

午後3時くらいですので、すべての蒸留所を回るためにはアイラ島で動ける日にちをまる2日確保したほうが良いです。

蒸留所の見学は、各蒸留所のホームページで申込みをすることができますが、蒸留所での試飲もあり、飲む場合はレンタカー自分で運転して移動はできません。アイラ島にはタクシー会社もないで、ツアーツ用しない場合には、渡航前に蒸留所の見学など移動スケジュールにあわせて現地の個人タクシーをメールや電話等で予約しておくことをおすすめします。また空港にもタクシーがないのでツアーツ用しない場合には渡航前にタクシーの手配をしておくことがおすすめです。

各蒸留所の見学では、試飲のほか、製作工程やウイスキーの味の違いやこだわりを聞けるのが現地ならではの体験です。またウイスキーの他にも現地のただひたすらのどかな風景もおすすめです。

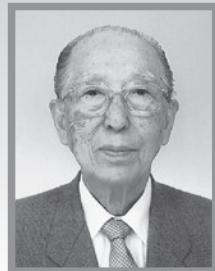
なお、イギリスというと、食べ物に難点のある印象もありますが、アイラ島は海産物がたくさん採れることもあります、何を食べても美味しいです。とりわけ牡蠣に現地のスコッチウイスキーを垂らして食べるの現地ならではの食べ方です。

ウイスキーそのものもおすすめですが、現地のどかな風景も非日常な雰囲気を感じられ、おすすめです。

追 悼

故 安原 正之 会員（2期）
2021年2月12日逝去・98歳

1982年度 東京弁護士会会长



安原正之先生を偲んで

1 我が人生最大の師である安原正之先生が2月12日逝去された。弁理士の御令息から連絡を頂いた。急なことで驚愕しつつ深い悲しみに襲われた。

先生は、大正11年5月生れの98才で、あと3ヶ月で白寿という大変長寿であられた。ずっとお元気であり、1月26日に定期検査のために病院へ行かれたところ肺炎との診断で、そのまま入院されたとのことであり、わずか2週間余で帰らぬ人となられた。それまで弁護士業も続けておられ、正に生涯現役であられた。

2 先生は、太平洋戦争末期に応召され、軍隊の経験がおありである（安原正之「ひと筆」自由と正義2018年8月号参照）。戦後最初の高等文官試験司法科試験に合格され、研修所2期である。

昭和25年4月弁護士登録、東弁に入会、嚴父が弁理士をしておられた関係で弁理士の登録もされた。以来、安原法律特許事務所を主宰してこられた。その間、昭和44年度東弁副会長、昭和57年度会長、翌58年度日弁連副会長を務められた。拘禁2法案反対運動の時である。他にも法制審委員、工業所有権審委員、弁理士会副会長も務められている。

3 私は、昭和42年4月弁護士登録、東弁入会の19期であるが、中央大学の研究室の先輩である先生の下で勤務弁護士として3年間お世話になった。先生は大変温厚な人柄であり紳士であって、先生から叱られた記憶はない。しかし、仕事には超が付く真面目さ、真剣さで取組まれた。主として特許権等の侵害事件を取扱っておられ、屡々東京地裁29部（特許部）に通われたが、事件の準備は期日の直前まで何度も何度も推敲を重ねられた。また地裁の特許専門部は開設されて日が浅く、

裁判官を中心として、弁護士も参加して侵害事件の裁判実務を中心とした研究会が行われておられ、先生も、毎度欠かさず参加され、熱心に研鑽を積んでおられた。

4 しかし、先生は仕事ばかりの堅物ではなく、趣味も多彩であり、仕事や会務での付合いでは想像が出来ない粹人でもあった。

先生は日本俱楽部書道部の正会員であった。日中法律家交流協会にも加入しておられ、中国での交流会において行われた書の競演では、日本側の代表として健筆を振られたとのことである。

また、日本舞踊も身につけられておられた。所属していた東京法曹会の旅行総会の宴会では、先輩の安来節に合わせてどじょうすくいを踊られたこともある。まめ絞りの手拭で頬被りをし、尻端折りの格好で踊られたもので、相当の年季が入っていた。

釣りやゴルフもされ、テニスもされた。顧客にテニスラケットのメーカーがあった関係か、テニスは中年になって始められた。熱心に練習場へ通われたそうで、裁判官や弁護士で作っている東京法曹テニスにも参加されていた。東京法曹テニスでは毎年東宮御所のコートで皇室との交流テニスが行われ、今の上皇陛下・上皇后陛下も参加されていた。先生は陛下との対戦はなかったものの、上皇后陛下とは親しくお話しをされることもあったとのことである。

5 この様に、先生は亡くなるまで仕事も遊びも常に真面目に且つ全力を尽くしてやって来られた。やることはやった、確りやったと人生に満足をされて旅立たれたと思う。心からご冥福をお祈り申し上げます。

会員 石渡 光一（19期）

会長声明

国際的な人権侵害行為と弁護士の役割に関する会長談話

本年3月に京都で開催された国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）で、1990年第8回国連犯罪防止刑事司法会議で採択された国連「弁護士の役割に関する基本原則」（以下「基本原則」という。）が取り上げられました。基本原則では、「政府は、弁護士が、(a)脅迫、妨害、嫌がらせ、あるいは不適切な干渉を受けることなく、その専門的職務を全て果たしあること、(b)自国内及び国外において、自由に移動し、依頼者と相談しあうこと、(c)承認された職業上の責務、基準及び倫理に従つてなされた行為に対して起訴あるいは行政的、経済的その他の制裁を受けたり、そのような脅威にさらされないこと、を確保するものとする。」（第16原則）、「弁護士が、その職責を果たしたことにより、その安全が脅かされるときには、弁護士は、当局により十分に保護されるものとする。」（第17原則）とされています。それは、弁護士が、「依頼者の権利を保護し、司法の目標を促進するにあたっては、国内法及び国際法で承認された人権及び基本的自由を支持するよう努めるとともに、いかなるときでも、法律及び法曹の確立された基準と倫理に則り、自由に、かつ、勤勉に行動するものとする。」（第14原則）という責務を負っているからに他なりません。

また、基本原則は、「政府は、人種、皮膚の色、民族的出自、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生、経済的その他の地位に基づく差別など、いかなる差別もなく、自国内で、裁判管轄に服する全ての人に対し、実効的で平等な弁護士へのアクセスのために、効率的な手続と

適切な応答をなす仕組みが提供されるよう確保するものとする。」（第2原則）と規定しています。

以上のように、基本原則は、弁護士が市民の基本的人権を守る役割を負っていることを明らかにし、その職責を果たすために政府もその原則を守るべきであると述べています。わが国の弁護士も、この職責を自覚し、市民の平和的生存権やそのほかの基本的人権の護り手としての役割を真摯に自覚し、活動していかなければなりません。

私どもの活動は国内だけではなく、国連が基本原則を採択したように、国外で基本的人権を侵害されている人々へも差し向ける必要があります。世界では、多くの市民がその人権を脅かされています。ミャンマーでは、軍による平和的な抗議デモへの弾圧に伴い多数の市民が死傷しています。そして、その市民を助けようとする弁護士が迫害にあったり、行方不明になつていると報道されています。また、香港においても国家安全維持法違反の疑いで多くの市民が不当に逮捕され、人権派弁護士も正当な理由なく拘束されたことが報道されています。

東京弁護士会は、こうした海外で起きている人権侵害行為に對しても、私たち日本の弁護士に何ができるのかを考え、基本原則の精神に従い行動してまいります。

*文中の訳は日本弁護士連合会によるものである。

2021(令和3)年4月30日
東京弁護士会会长 矢吹 公敏

憲法記念日にあたっての会長談話

1 1947(昭和22)年5月3日に日本国憲法は施行されました。当時、わが国は戦争によって破壊された市民生活を取り戻す途上にあり、海外で捕虜として留められた者や戦地に取り残された人々がわが国に帰国することも容易でない中で、国民は戦争の惨禍を肌で感じていました。

そのような状況の中で、戦争を永久に放棄することを宣言し、国民が主権者として國の意思を決め、國は一人一人の国民の基本的人権を擁護しなければならないとした日本国憲法が成立し、その後75年の間改正されることなく、国民に受け入れられ、自らの憲法として息づいています。この憲法の価値を護り、それを支えてきた国民の意思を尊重しなければなりません。

世界を見渡せば未だ紛争が止まないだけでなく、国家間の緊張の高まりの中で、戦争放棄・戦力不保持を宣言した憲法9条のもと、敵基地攻撃能力を持つべきであるという議論もあります。恒久平和主義の理想と自國の安全保障という現実について、どのように考え、判断していくかが問われています。

2 また、基本的人権の問題は、非日常の場面にこそ大きな問題となり、新型コロナウイルスが蔓延している状況においても考えなければなりません。今年も昨年に引き続き世界中で新型コロナウイルスが猛威を振るっており、わが国も例外ではありません。長く続く自粛生活によって市民生活に重大な支障が生じています。感染防止のための諸施策と市民生活の自由の確保との調和をいかに図るかが喫緊の課題となっています。

私たちは、憲法が保障する幸福追求権の保障の觀点から、学習権、財産権、営業の自由や移動の自由といった多くの基

本的人権が不适当に制約されないように注視していく必要があります。また、新型コロナウイルスと戦っている医療従事者やその家族が、いわれのない誹謗や中傷にさらされることがないようにすることも個人の尊重を規定した憲法の要請するところであると考えます。

3 国は、基本的人権の尊重という点からダイバーシティに配慮し、心のバリアフリー化などへの理解を深める社会を作っていく責務を負っています。取組みが遅れているジェンダー（トランスジェンダーの方々を含む）平等の問題、さらには同性婚や夫婦別姓などの課題への取組みの推進はその現れといえます。

一方で、私たち自身も、自分と違う立場や考え方があることを理解することが求められています。憲法の保障する基本的人権の内容は広がりを持ち、時代とともに豊かになっていくことが期待されています。その保障については「ここまでいい」という限界があるわけではありません。

4 基本的人権の擁護と個人の尊厳という憲法の基本理念は今も輝きを失っておらず、私たち東京弁護士会は、この基本理念に基づいて憲法をこのように広がりを持つものと捉え、人権の護り手として、国民に寄り添い、必要な法的支援を提供するなどして、その期待に応えられるようよりいっそう邁進いたします。

2021(令和3)年5月3日
東京弁護士会会长 矢吹 公敏